

## ＜参考資料＞

- 1 災害廃棄物等発生量推計方法（地震・津波災害）
- 2 災害廃棄物等発生量（地震・津波災害）
- 3 仮置場の必要面積及び候補地面積（地震・津波災害）
- 4 地域別処理フロー（地震・津波災害）
- 5 地域ブロック別焼却施設・最終処分に係る処理能力と発生量の関係（地震・津波災害）
- 6 災害廃棄物・津波堆積物発生量マップ
- 7 土砂災害警戒区域
- 8 高潮浸水想定区域
- 9 想定最大規模降雨量
- 10 災害廃棄物発生量推計方法（洪水）
- 11 組成別災害廃棄物発生量と片付けごみ発生量（洪水）
- 12 仮置場の必要面積（洪水、片付けごみ処理）
- 13 災害廃棄物発生量推計方法（土砂災害）
- 14 災害廃棄物発生量（土砂災害）
- 15 組成別災害廃棄物発生量（土砂災害）
- 16 仮置場の必要面積（土砂災害）
- 17 近年の大規模災害における災害廃棄物の発生量及び処理期間
- 18 津波堆積物の処理について
- 19 関係協定一覧
- 20 関係機関との連携
- 21 災害廃棄物処理支援員制度の活用の流れ
- 22 地方自治法第252条の14の規定に基づく事務の委託の事例
- 23 災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の概要
- 24 関係団体等との協定書（一部）

# 1 災害廃棄物等発生量推計方法（地震・津波災害）

## （1）全壊・半壊・焼失・津波堆積物

$$Q1 = \Sigma (N \times s \times q \times r1)$$

Q1：選別前の種類別発生量

N：市町村別の木造・非木造別被害棟数

s：市町村別の平均延床面積

q：単位延床面積当たりの廃棄物重量

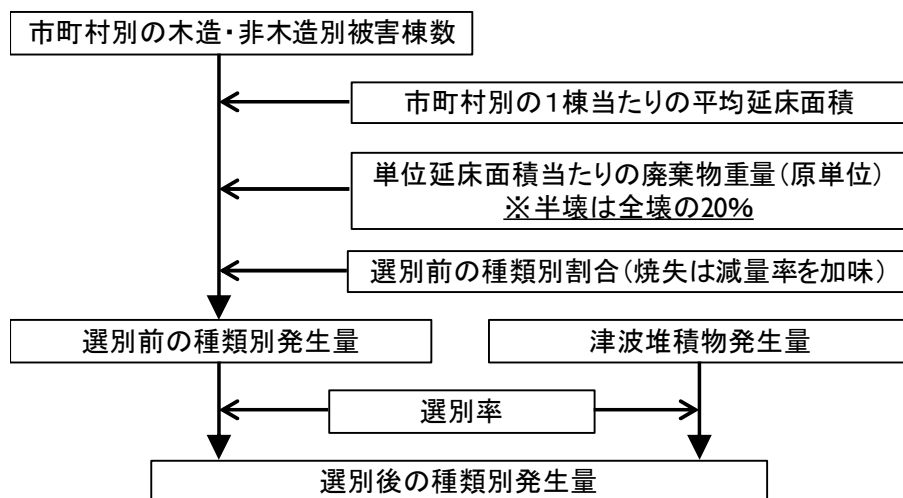
r1：選別前の種類別割合

$$Q2 = \Sigma (Q1 \times r2 + Q3 \times r2)$$

Q2：選別後の種類別発生量

r2：選別率

Q3：津波堆積物発生量



## 単位床面積当たりの廃棄物重量

【県防災局報告書(平成26年)】

| 木造 (t/m2) |       | 非木造 (t/m2) |       |
|-----------|-------|------------|-------|
| 可燃物       | 不燃物   | 可燃物        | 不燃物   |
| 0.194     | 0.502 | 0.100      | 0.810 |

## 選別前の種類別割合【厚生省報告書(平成10年)】

|     |     | 可燃混合物 | コンクリートがら | 金属くず | 不燃混合物 |
|-----|-----|-------|----------|------|-------|
| 木造  | 可燃物 | 100%  | —        | —    | —     |
|     | 不燃物 | —     | 43.9%    | 3.1% | 53.0% |
| 非木造 | 可燃物 | 100%  | —        | —    | —     |
|     | 不燃物 | —     | 94.9%    | 4.9% | 0.2%  |
| 減量率 |     | 99.6% | 4.8%     | 0%   | 17.4% |

## 選別率(選別前→選別後)【環境省検討委員会資料データから作成】

| 選別前 \ 選別後 | 可燃物              | 不燃物              | 柱角材            | コンクリート           | 金属               | 分別土砂         |
|-----------|------------------|------------------|----------------|------------------|------------------|--------------|
| 可燃混合物     | 69.1%<br>(71.3%) | 14.1%<br>(14.5%) | 8.4%<br>(8.7%) | 4.6%<br>(4.7%)   | 0.7%<br>(0.8%)   | 3.1%<br>(—)  |
| コンクリートがら  | 0%<br>(0%)       | 4.2%<br>(4.4%)   | 0%<br>(0%)     | 91.7%<br>(95.4%) | 0.2%<br>(0.2%)   | 4.0%<br>(—)  |
| 金属くず      | 0%<br>(0%)       | 5.4%<br>(5.5%)   | 0%<br>(0%)     | 0%<br>(0%)       | 93.2%<br>(94.5%) | 1.4%<br>(—)  |
| 不燃混合物     | 2.1%<br>(2.8%)   | 64.0%<br>(84.3%) | 0%<br>(0%)     | 1.1%<br>(1.4%)   | 8.8%<br>(11.5%)  | 24.1%<br>(—) |
| 津波堆積物     | 0.9%             | 2.4%             | 0%             | 2.2%             | 0.3%             | 94.1%        |

上段：津波被害あり 下段：津波被害なし又は極めて小さい

## (2) 床上浸水・床下浸水

$$Q2 = \Sigma ((N0 - N1) \times q \times r2)$$

Q2 : 選別後の種類別発生量

N0 : 全建物棟数

N1 : 被害棟数 (全壊・半壊・焼失)

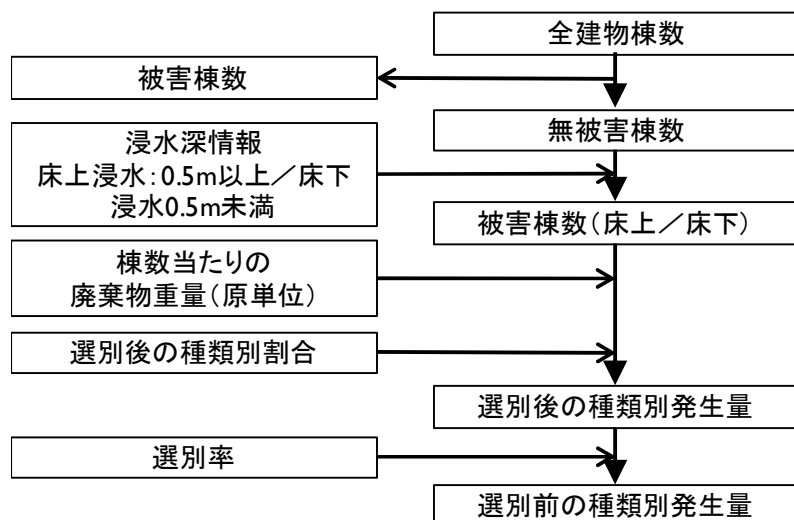
q : 棟数当たりの廃棄物重量

r2 : 選別後の種類別割合

$$Q1 = \Sigma (Q2 \times r1)$$

Q1 : 選別前の種類別発生量

r1 : 選別率 (選別後→選別前)



### 棟数当たりの廃棄物重量

【水害廃棄物対策指針(平成17年)】

|      | 原単位(t/棟) |
|------|----------|
| 床上浸水 | 3.79     |
| 床下浸水 | 0.08     |

### 選別後の種類別割合

【東海豪雨実績から作成】

| 可燃物   | 不燃物   | 金属   |
|-------|-------|------|
| 72.8% | 24.2% | 3.0% |

### 選別率(選別後→選別前)

【環境省検討委員会資料データ及び東海豪雨実績から作成】

| 選別前<br>選別後 | 可燃<br>混合物 | 金属くず  | 不燃<br>混合物 |
|------------|-----------|-------|-----------|
| 可燃物        | 99.6%     | 0%    | 0.4%      |
| 不燃物        | 61.1%     | 0.2%  | 38.6%     |
| 金属         | 26.1%     | 31.3% | 42.6%     |

## 2 災害廃棄物等発生量（地震・津波災害）

単位：トン

| 市町村名 | 合 計        | 選別前        |           |            |           | 選別後       |           |         |            |           |           |
|------|------------|------------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|---------|------------|-----------|-----------|
|      |            | 災害廃棄物      |           |            | 津波堆積物     | 可燃物       | 不燃物       | 柱角材     | コンクリート     | 金属        | 分別土砂      |
|      |            |            | 可燃物       | 不燃物        |           |           |           |         |            |           |           |
| 名古屋市 | 8,443,334  | 7,040,391  | 1,042,018 | 5,998,374  | 1,402,943 | 755,252   | 924,430   | 84,412  | 4,593,883  | 342,326   | 1,743,031 |
| 豊橋市  | 2,087,287  | 1,570,292  | 228,936   | 1,341,356  | 516,995   | 168,925   | 261,523   | 18,998  | 957,244    | 82,194    | 598,403   |
| 岡崎市  | 659,555    | 659,555    | 105,065   | 554,490    | 0         | 78,491    | 144,483   | 9,156   | 389,046    | 38,379    | 0         |
| 一宮市  | 462,248    | 462,248    | 103,136   | 359,113    | 0         | 76,792    | 126,230   | 8,988   | 222,499    | 27,739    | 0         |
| 瀬戸市  | 14,530     | 14,530     | 3,623     | 10,907     | 0         | 2,716     | 4,881     | 316     | 5,671      | 947       | 0         |
| 半田市  | 403,421    | 268,053    | 44,730    | 223,323    | 135,367   | 33,698    | 57,034    | 3,614   | 144,156    | 14,962    | 149,955   |
| 春日井市 | 72,028     | 72,028     | 7,318     | 64,711     | 0         | 5,454     | 10,819    | 638     | 51,192     | 3,926     | 0         |
| 豊川市  | 497,006    | 457,877    | 77,851    | 380,026    | 39,128    | 56,156    | 84,032    | 6,541   | 253,757    | 23,922    | 72,599    |
| 津島市  | 366,525    | 204,678    | 43,355    | 161,324    | 161,847   | 32,709    | 44,909    | 3,452   | 105,317    | 11,077    | 169,062   |
| 碧南市  | 1,070,367  | 808,539    | 104,596   | 703,943    | 261,828   | 77,949    | 133,673   | 8,549   | 502,996    | 43,057    | 304,142   |
| 刈谷市  | 284,767    | 199,708    | 25,930    | 173,777    | 85,059    | 19,378    | 29,975    | 2,119   | 129,827    | 10,359    | 93,109    |
| 豊田市  | 230,882    | 230,882    | 42,947    | 187,935    | 0         | 31,777    | 48,440    | 3,743   | 134,110    | 12,812    | 0         |
| 安城市  | 450,391    | 401,427    | 59,097    | 342,330    | 48,964    | 42,670    | 62,012    | 4,947   | 246,603    | 20,415    | 73,744    |
| 西尾市  | 3,287,877  | 2,027,861  | 352,050   | 1,675,811  | 1,260,016 | 264,414   | 404,086   | 29,052  | 1,135,291  | 109,791   | 1,345,243 |
| 蒲都市  | 244,780    | 212,745    | 43,863    | 168,882    | 32,036    | 31,947    | 50,840    | 3,661   | 96,211     | 11,819    | 50,302    |
| 犬山市  | 6,494      | 6,494      | 896       | 5,598      | 0         | 653       | 790       | 78      | 4,655      | 318       | 0         |
| 常滑市  | 301,683    | 213,676    | 41,248    | 172,428    | 88,007    | 30,440    | 36,239    | 3,214   | 123,605    | 10,686    | 97,498    |
| 江南市  | 7,760      | 7,760      | 1,374     | 6,387      | 0         | 1,016     | 1,553     | 120     | 4,645      | 427       | 0         |
| 小牧市  | 26,701     | 26,701     | 3,196     | 23,505     | 0         | 2,311     | 2,476     | 279     | 20,380     | 1,256     | 0         |
| 稲沢市  | 392,014    | 392,014    | 88,513    | 303,501    | 0         | 65,935    | 109,010   | 7,714   | 185,684    | 23,671    | 0         |
| 新城市  | 65,544     | 65,544     | 14,101    | 51,443     | 0         | 10,487    | 16,996    | 1,229   | 32,964     | 3,868     | 0         |
| 東海市  | 647,959    | 596,860    | 66,223    | 530,637    | 51,100    | 47,837    | 76,236    | 5,522   | 403,374    | 30,107    | 84,884    |
| 大府市  | 276,453    | 274,497    | 38,284    | 236,213    | 1,955     | 28,237    | 43,110    | 3,336   | 185,442    | 14,488    | 1,840     |
| 知多市  | 178,527    | 167,103    | 25,231    | 141,871    | 11,424    | 18,080    | 24,656    | 2,115   | 103,417    | 8,333     | 21,926    |
| 知立市  | 114,439    | 114,439    | 13,887    | 100,552    | 0         | 10,284    | 17,654    | 1,210   | 79,148     | 6,143     | 0         |
| 尾張旭市 | 25,088     | 25,088     | 3,690     | 21,398     | 0         | 2,707     | 3,708     | 322     | 17,065     | 1,286     | 0         |
| 高浜市  | 235,294    | 215,093    | 24,582    | 190,510    | 20,201    | 17,831    | 29,952    | 2,052   | 141,340    | 11,053    | 33,065    |
| 岩倉市  | 14,549     | 14,549     | 2,524     | 12,025     | 0         | 1,860     | 2,678     | 220     | 9,013      | 778       | 0         |
| 豊明市  | 76,148     | 76,148     | 12,244    | 63,904     | 0         | 9,050     | 13,967    | 1,067   | 47,933     | 4,132     | 0         |
| 日進市  | 55,699     | 55,699     | 8,359     | 47,339     | 0         | 6,124     | 8,128     | 729     | 37,886     | 2,832     | 0         |
| 田原市  | 1,334,621  | 862,556    | 146,709   | 715,847    | 472,064   | 109,220   | 157,660   | 12,196  | 502,118    | 45,408    | 508,018   |
| 愛西市  | 585,772    | 246,748    | 57,046    | 189,702    | 339,024   | 44,322    | 59,788    | 4,408   | 123,833    | 13,800    | 339,621   |
| 清須市  | 85,672     | 85,672     | 15,252    | 70,420     | 0         | 11,261    | 16,653    | 1,329   | 51,776     | 4,653     | 0         |
| 北名古屋 | 54,040     | 54,040     | 9,924     | 44,115     | 0         | 7,348     | 11,371    | 865     | 31,445     | 3,010     | 0         |
| 弥富市  | 1,417,408  | 538,329    | 142,827   | 395,501    | 879,080   | 111,355   | 161,933   | 11,296  | 219,576    | 32,223    | 881,025   |
| みよし市 | 71,260     | 71,260     | 10,088    | 61,172     | 0         | 7,343     | 8,607     | 879     | 50,965     | 3,466     | 0         |
| あま市  | 289,441    | 259,820    | 56,157    | 203,663    | 29,621    | 40,443    | 54,382    | 4,694   | 126,544    | 13,516    | 49,863    |
| 長久手市 | 32,238     | 32,238     | 4,284     | 27,954     | 0         | 3,123     | 3,865     | 373     | 23,293     | 1,584     | 0         |
| 東郷町  | 29,025     | 29,025     | 5,527     | 23,498     | 0         | 4,096     | 6,403     | 482     | 16,407     | 1,637     | 0         |
| 豊山町  | 3,918      | 3,918      | 556       | 3,362      | 0         | 406       | 524       | 48      | 2,743      | 196       | 0         |
| 大口町  | 4,136      | 4,136      | 538       | 3,598      | 0         | 391       | 450       | 47      | 3,050      | 199       | 0         |
| 扶桑町  | 4,484      | 4,484      | 787       | 3,697      | 0         | 580       | 842       | 69      | 2,752      | 241       | 0         |
| 大治町  | 60,889     | 60,887     | 12,448    | 48,439     | 2         | 9,239     | 14,593    | 1,085   | 32,465     | 3,505     | 2         |
| 蟹江町  | 292,898    | 173,795    | 33,148    | 140,647    | 119,104   | 24,984    | 30,510    | 2,528   | 102,050    | 8,877     | 123,948   |
| 飛島村  | 664,064    | 370,790    | 48,552    | 322,238    | 293,274   | 36,664    | 37,286    | 3,999   | 275,705    | 17,472    | 292,938   |
| 阿久比町 | 70,176     | 69,164     | 11,388    | 57,776     | 1,012     | 8,457     | 13,847    | 992     | 42,065     | 3,862     | 952       |
| 東浦町  | 348,628    | 243,207    | 29,310    | 213,896    | 105,421   | 22,132    | 39,170    | 2,399   | 155,812    | 13,012    | 116,103   |
| 南知多町 | 333,510    | 264,069    | 60,101    | 203,968    | 69,441    | 44,060    | 65,498    | 4,897   | 113,854    | 14,620    | 90,581    |
| 美浜町  | 177,258    | 151,655    | 32,024    | 119,631    | 25,603    | 23,309    | 35,066    | 2,651   | 69,969     | 8,273     | 37,989    |
| 武豊町  | 154,906    | 140,194    | 28,393    | 111,802    | 14,711    | 20,609    | 33,241    | 2,389   | 63,753     | 7,784     | 27,129    |
| 幸田町  | 56,041     | 56,041     | 11,457    | 44,584     | 0         | 8,507     | 13,524    | 998     | 29,776     | 3,236     | 0         |
| 設楽町  | 8,147      | 8,147      | 1,950     | 6,197      | 0         | 1,456     | 2,482     | 170     | 3,531      | 508       | 0         |
| 東栄町  | 10,776     | 10,776     | 2,720     | 8,056      | 0         | 2,035     | 3,544     | 237     | 4,269      | 692       | 0         |
| 豊根村  | 1,883      | 1,883      | 523       | 1,359      | 0         | 393       | 712       | 46      | 604        | 128       | 0         |
| 県計   | 27,090,538 | 20,625,311 | 3,350,576 | 17,274,735 | 6,465,227 | 2,472,912 | 3,546,468 | 276,467 | 12,412,711 | 1,075,006 | 7,306,974 |

※端数処理を行っているため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。



### 3 仮置場の必要面積及び候補地面積（地震・津波災害）

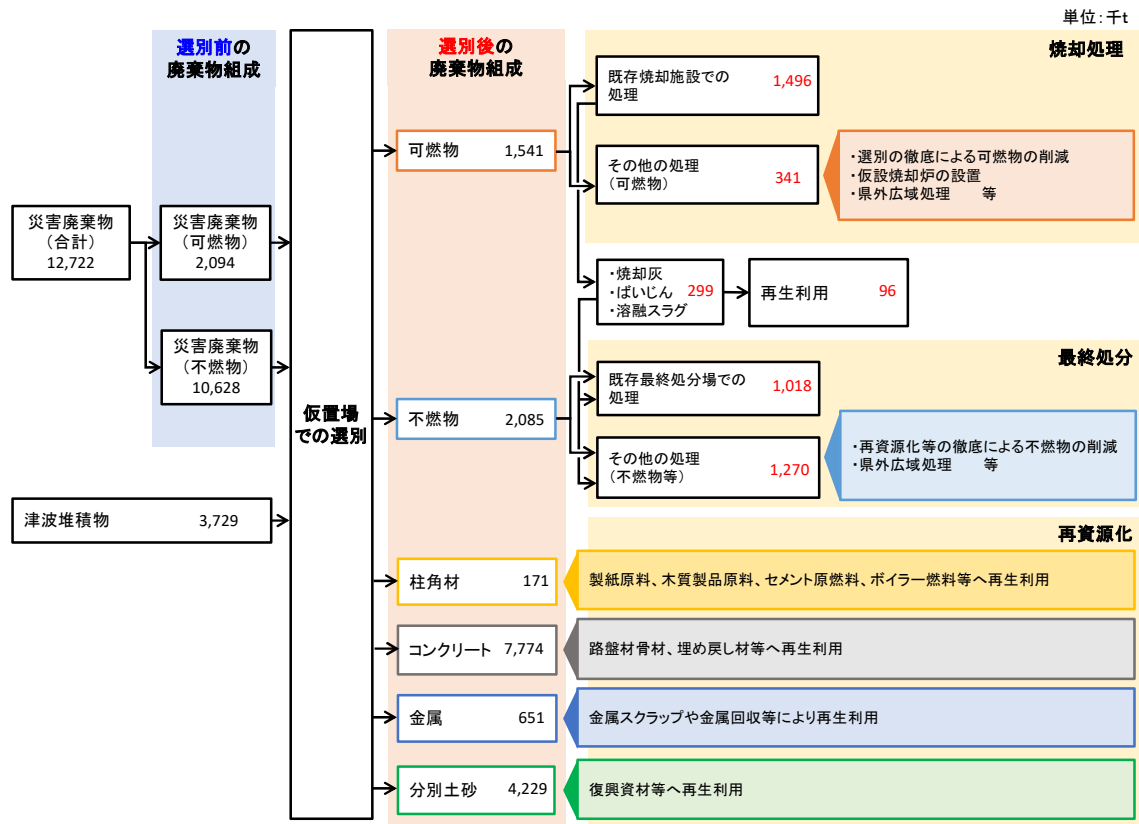
2021年10月末現在

| 市町村                  | 必要面積<br>(m <sup>2</sup> ) |             | 候補地面積<br>(m <sup>2</sup> ) |
|----------------------|---------------------------|-------------|----------------------------|
| 名古屋市                 | 2,543,000                 | ～ 2,543,000 | 1,720,000                  |
| 豊橋市                  | 666,851                   | ～ 666,851   | 322,800                    |
| 岡崎市                  | 94,280                    | ～ 94,280    | 55,700                     |
| 一宮市                  | 71,694                    | ～ 71,694    | 23,600                     |
| 瀬戸市                  | 2,200                     | ～ 2,200     | 26,575                     |
| 半田市                  | 56,330                    | ～ 56,330    | 115,900                    |
| 春日井市                 | 9,505                     | ～ 9,505     | 8,408                      |
| 豊川市                  | 68,934                    | ～ 71,482    | 121,708                    |
| 津島市                  | 41,843                    | ～ 52,380    | 37,846                     |
| 碧南市                  | 128,015                   | ～ 145,061   | 98,900                     |
| 刈谷市                  | 32,965                    | ～ 38,503    | 113,193                    |
| 豊田市                  | 178,000                   | ～ 178,000   | 497,769                    |
| 安城市                  | 48,529                    | ～ 51,717    | 253,100                    |
| 西尾市                  | 377,432                   | ～ 459,464   | 79,073                     |
| 蒲郡市                  | 34,396                    | ～ 36,482    | 78,300                     |
| 大山市                  | 902                       | ～ 902       | 31,600                     |
| 常滑市                  | 37,647                    | ～ 43,376    | 9,988                      |
| 江南市                  | 1,135                     | ～ 1,135     | 64,836                     |
| 小牧市                  | 7,232                     | ～ 7,232     | 13,200                     |
| 稲沢市                  | 61,000                    | ～ 61,000    | 82,900                     |
| 新城市                  | 10,066                    | ～ 10,066    | 126,288                    |
| 東海市                  | 86,478                    | ～ 86,478    | 104,683                    |
| 大府市                  | 38,329                    | ～ 38,456    | 21,160                     |
| 知多市                  | 25,111                    | ～ 25,111    | 19,400                     |
| 知立市                  | 15,532                    | ～ 15,532    | 15,623                     |
| 尾張旭市                 | 11,061                    | ～ 11,061    | 235,810                    |
| 高浜市                  | 24,680                    | ～ 79,486    | 32,318                     |
| 岩倉市                  | 2,116                     | ～ 2,116     | 7,500                      |
| 豊明市                  | 10,907                    | ～ 52,466    | 42,995                     |
| 日進市                  | 7,864                     | ～ 7,864     | 8,750                      |
| 田原市                  | 386,174                   | ～ 386,174   | 393,256                    |
| 愛西市                  | 60,722                    | ～ 82,793    | 21,642                     |
| 清須市                  | 12,552                    | ～ 12,552    | 53,443                     |
| 北名古屋市                | 19,938                    | ～ 19,938    | 調整中                        |
| 弥富市                  | 145,051                   | ～ 202,283   | 45,285                     |
| みよし市                 | 9,946                     | ～ 9,946     | 16,600                     |
| あま市                  | 41,881                    | ～ 43,809    | 54,909                     |
| 長久手市                 | 4,446                     | ～ 4,446     | 4,905                      |
| 東郷町                  | 4,321                     | ～ 4,321     | 47,052                     |
| 豊山町                  | 547                       | ～ 547       | 2,642                      |
| 大口町                  | 568                       | ～ 569       | 3,425                      |
| 扶桑町                  | 655                       | ～ 655       | 22,187                     |
| 大治町                  | 9,228                     | ～ 9,228     | 3,589                      |
| 蟹江町                  | 33,638                    | ～ 41,392    | 15,000                     |
| 飛島村                  | 70,094                    | ～ 89,187    | 28,770                     |
| 阿久比町                 | 10,023                    | ～ 10,089    | 20,000                     |
| 東浦町                  | 39,833                    | ～ 46,696    | 19,504                     |
| 南知多町                 | 50,223                    | ～ 50,233    | 28,100                     |
| 美浜町                  | 24,843                    | ～ 26,510    | 13,468                     |
| 武豊町                  | 22,152                    | ～ 23,110    | 51,000                     |
| 幸田町                  | 8,493                     | ～ 8,493     | 28,277                     |
| 設楽町                  | 1,289                     | ～ 1,289     | 2,250                      |
| 東栄町                  | 571                       | ～ 571       | 0                          |
| 豊根村                  | 312                       | ～ 312       | 7,272                      |
| 合計 (m <sup>2</sup> ) | 5,651,532                 | ～ 5,994,372 | 5,252,499                  |
| 合計 (ha)              | 565.2                     | ～ 599.4     | 525.2                      |

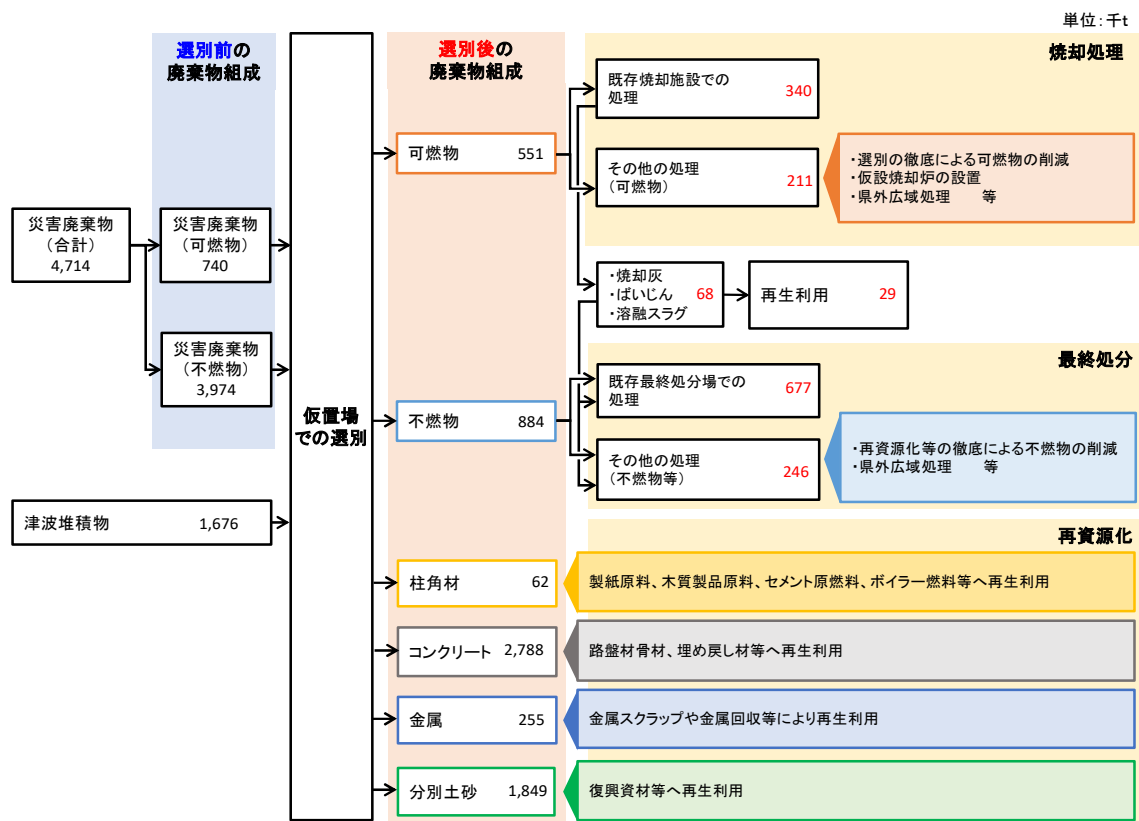
※仮置場必要面積は、本編P44の方法による算定結果または市町村が災害廃棄物処理計画の策定・見直しの際に独自で検討した値となっている。

#### 4 地域別処理フロー（地震・津波災害）

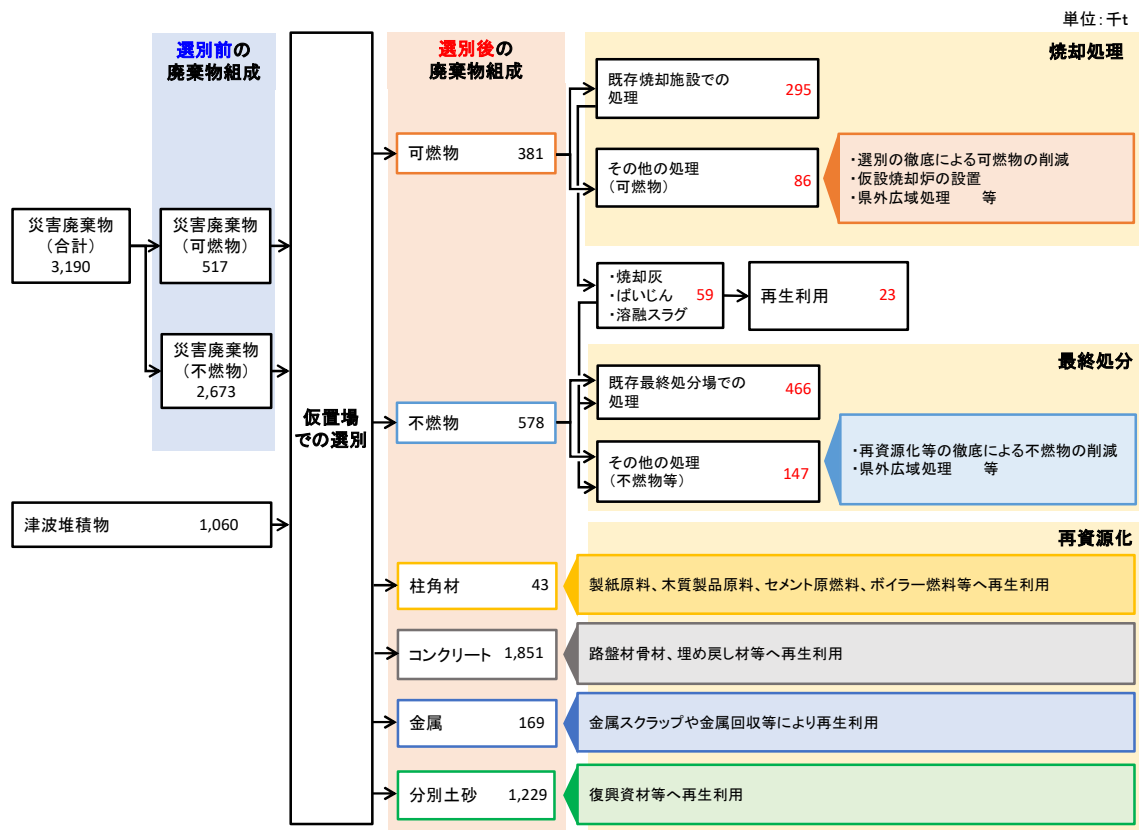
##### 尾張地域



##### 西三河地域

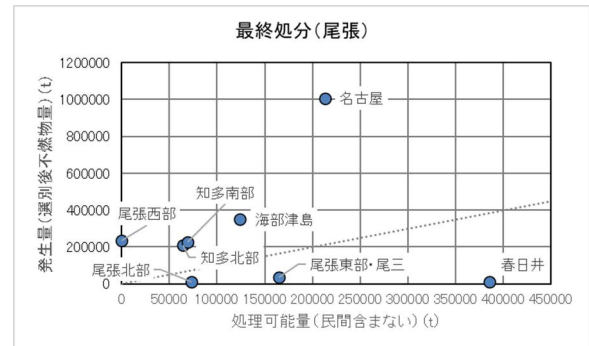
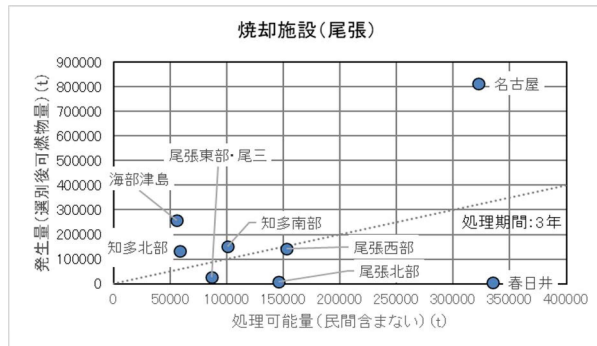


## 東三河地域

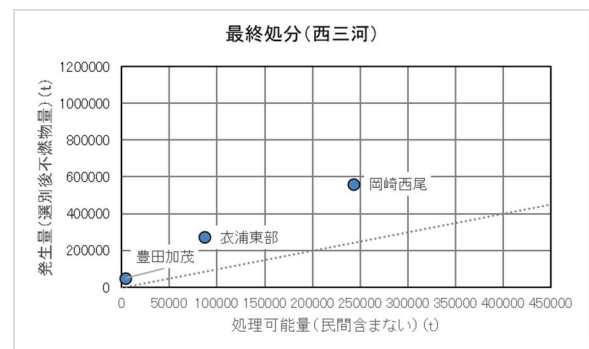
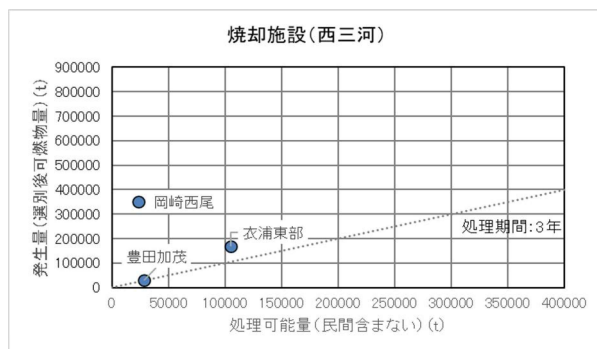


注 端数処理のため、3 地域の処理フロー中の数値の和が計画P54図 2 5 で示した県全域の処理フロー図の数値と一致しない場合がある。

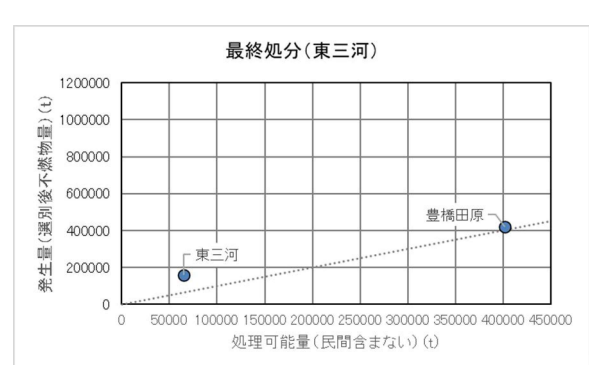
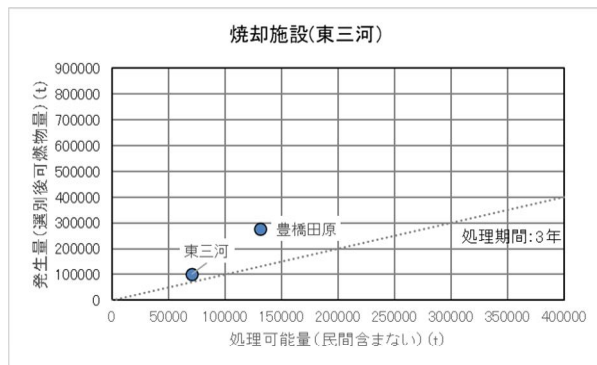
## 5 地域ブロック別焼却施設・最終処分に係る処理能力と発生量の関係 (地震・津波災害)



尾張地域

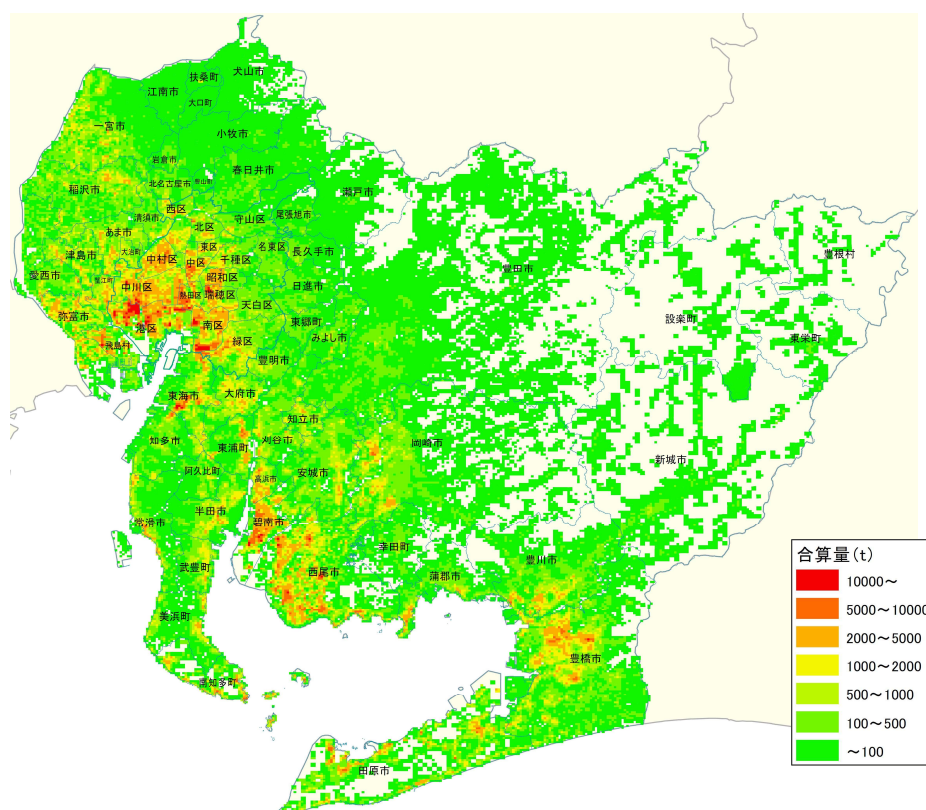


西三河地域

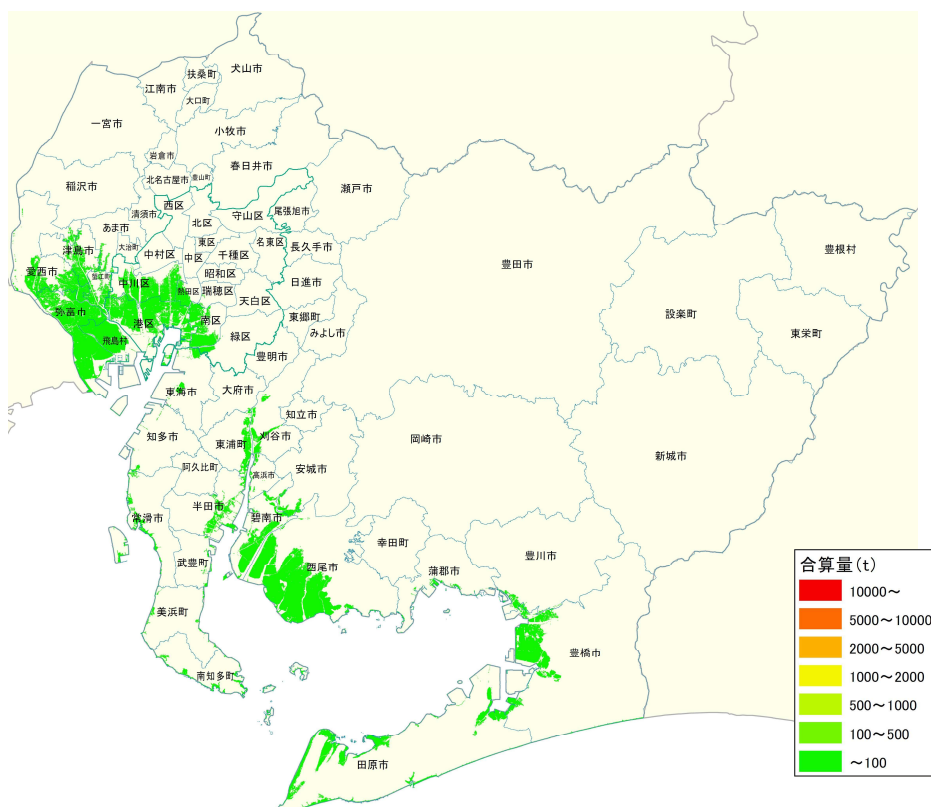


東三河地域

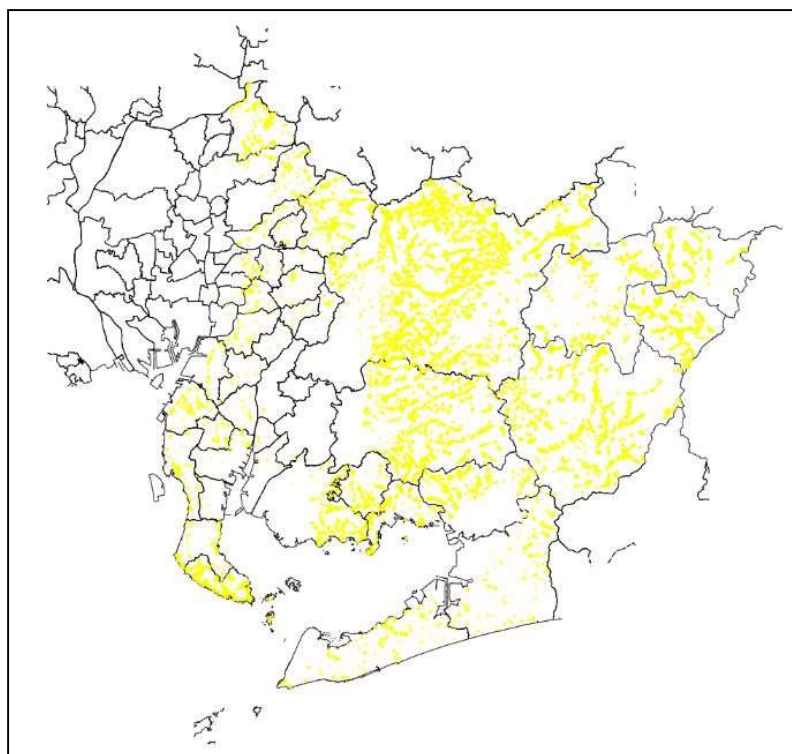
## 6 災害廃棄物（津波堆積物を除く。）発生量マップ（地震・津波災害）



## 津波堆積物発生量マップ（地震・津波災害）

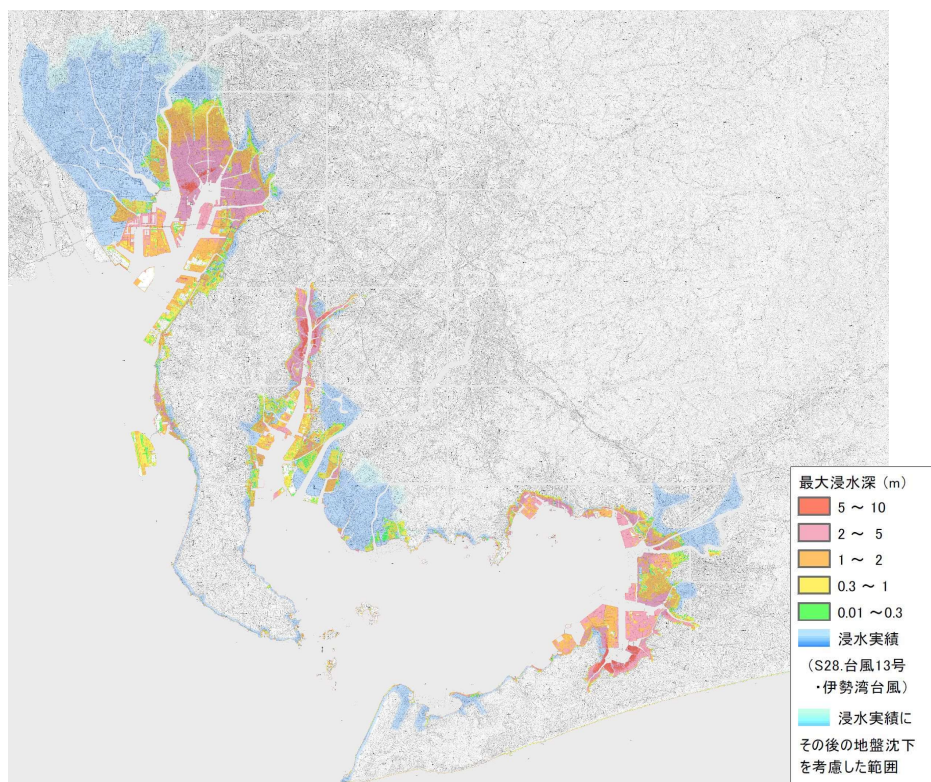


## 7 土砂災害警戒区域



※ 愛知県土砂災害情報マップ（令和2年7月7日現在）を基に作成

## 8 高潮浸水想定



※ 愛知県建設部港湾課作成（平成26年11月26日）

## 9 想定最大規模降雨量

「浸水想定（洪水、内水）の作成等のための想定最大外力の設定手法」（国土交通省水管理・国土保全局、平成27年7月）に基づき、河川ごとに設定

想定最大規模降雨量（一例）

| 河川名  | 想定最大規模降雨量      |
|------|----------------|
| 木曽川  | 48 時間総雨量 527mm |
| 矢作川  | 48 時間総雨量 683mm |
| 阿久比川 | 24 時間総雨量 751mm |

<参考>過去の災害における降雨量

| 災害名<br>( ) 内は出典                 | 時期          | 雨量                                              |
|---------------------------------|-------------|-------------------------------------------------|
| 令和元年東日本台風<br>(長野県ホームページ)        | 2019 年 10 月 | 日降水量 150～400mm<br>月降水量 300～600mm                |
| 平成 30 年 7 月豪雨<br>(広島県ホームページ)    | 2018 年 7 月  | 広島市安佐北区・安芸区、<br>安芸郡 4 町、江田島市で<br>300mm 以上       |
| 東海豪雨<br>(災害の記録、平成 12 年、<br>愛知県) | 2000 年 9 月  | 2 日間総雨量<br>東海 589mm、名古屋 567mm<br>ほぼ全県で 300mm 以上 |



## 10 災害廃棄物発生量推計方法（洪水）

環境省近畿地方環境事務所による「平成31年度災害廃棄物処理計画策定モデル事業（近畿ブロック）」で使用された方法（洪水浸水想定区域図・浸水予想図における浸水深に応じた被害区分別の家屋数若しくは世帯数に原単位を乗じる方法）を参考に推計した。

### 発生原単位の設定

#### 【発生原単位】

|               |              |          |           |
|---------------|--------------|----------|-----------|
| 床下浸水：0.62t/世帯 | 床上浸水：4.6t/世帯 | 半壊：23t/棟 | 全壊：117t/棟 |
|---------------|--------------|----------|-----------|

### 河川氾濫による浸水被害の整理

#### 【対象河川の浸水想定】

|    |     |     |     |     |          |
|----|-----|-----|-----|-----|----------|
| 豊川 | 矢作川 | 庄内川 | 木曽川 | ・・・ | 建物・世帯数情報 |
|----|-----|-----|-----|-----|----------|

### 災害廃棄物発生量の推計

#### 【床下浸水・床上浸水】

被災世帯数×発生原単位

#### 【半壊・全壊】

被災棟数×発生原単位

|          |                                                                                                                                 |                                                                                                  |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発生原単位※1  | 117t/棟（全壊）<br>23t/棟（半壊）<br>4.6t/世帯（床上浸水）<br>0.62t/世帯（床下浸水）                                                                      |                                                                                                  |
| 被害区分と浸水深 | ・浸水深が数値で把握できる場合※2<br>全壊：浸水深 2.3m 以上※4<br>半壊：浸水深 1.5～2.3m<br>床上浸水：浸水深 0.5～1.5m※5<br>床下浸水：浸水深 0～0.5m                              | ・浸水深のランクのみ把握できる場合※3<br>全壊：浸水深 3.0m 以上<br>半壊：浸水深 1.0～3.0m<br>床上浸水：浸水深 0.5～1.0m<br>床下浸水：浸水深 0～0.5m |
| 災害廃棄物発生量 | 災害廃棄物発生量(t)<br>= 117×全壊棟数 + 23×半壊棟数<br>+ 4.6×床上浸水世帯数 + 0.62×床下浸水世帯数<br>片付けごみ発生量(t)※6<br>= 4.6×半壊棟数 + 4.6×床上浸水世帯数 + 0.62×床下浸水世帯数 |                                                                                                  |

※1 「災害廃棄物対策指針（改定版）技14-2」（平成30年3月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）

※2 洪水浸水想定区域図・浸水予想図データから、浸水深の具体的な数値が把握できる場合

※3 洪水浸水想定区域図・浸水予想図データの浸水深がランク別（例：浸水深0～0.3m未満の区域、0.3～0.5m未満の区域等）に整理されている場合

※4 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和2年3月 内閣府（防災担当））より、床上1.8m以上の浸水は全壊と判定される場合があることから、床下浸水の浸水深（0.5m）と合わせて2.3m以上と設定した。

※5 「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて（中間とりまとめ）」参考資料（平成26年3月 環境省 巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会）

※6 全壊の建物は建物解体となることから片付けごみ発生量に含んでいない。

### 組成割合（洪水）

| 種類     | 組成割合  |
|--------|-------|
| 可燃物    | 19.4% |
| 不燃物    | 16.6% |
| 柱角材    | 13.6% |
| コンクリート | 31.0% |
| 金属     | 1.7%  |
| 分別土砂   | 17.7% |

出典：「西予市災害廃棄物処理計画」（令和元年12月 西予市）を基に作成



# 11 組成別災害廃棄物発生量と片付けごみ発生量（洪水）

| 市町村   | 組成別災害廃棄物発生量（千t） |       |       |        |      |       | 合計     | うち、<br>片付けごみ<br>発生量<br>（千t） |
|-------|-----------------|-------|-------|--------|------|-------|--------|-----------------------------|
|       | 可燃物             | 不燃物   | 柱角材   | コンクリート | 金属   | 分別土砂  |        |                             |
| 名古屋市  | 2,104           | 1,801 | 1,475 | 3,362  | 184  | 1,920 | 10,847 | 975                         |
| 豊橋市   | 326             | 279   | 228   | 520    | 29   | 297   | 1,678  | 52                          |
| 岡崎市   | 1,649           | 1,411 | 1,156 | 2,635  | 144  | 1,504 | 8,499  | 77                          |
| 一宮市   | 2,575           | 2,203 | 1,805 | 4,114  | 226  | 2,349 | 13,271 | 448                         |
| 瀬戸市   | 8               | 7     | 6     | 13     | 1    | 7     | 42     | 5                           |
| 半田市   | 67              | 57    | 47    | 107    | 6    | 61    | 346    | 22                          |
| 春日井市  | 795             | 680   | 557   | 1,270  | 70   | 725   | 4,097  | 86                          |
| 豊川市   | 218             | 186   | 152   | 348    | 19   | 198   | 1,121  | 40                          |
| 津島市   | 524             | 448   | 367   | 838    | 46   | 478   | 2,702  | 55                          |
| 碧南市   | 139             | 119   | 98    | 223    | 12   | 127   | 718    | 50                          |
| 刈谷市   | 98              | 84    | 69    | 157    | 9    | 89    | 505    | 21                          |
| 豊田市   | 658             | 563   | 461   | 1,052  | 58   | 601   | 3,393  | 13                          |
| 安城市   | 424             | 363   | 297   | 678    | 37   | 387   | 2,187  | 81                          |
| 西尾市   | 393             | 337   | 276   | 628    | 34   | 359   | 2,027  | 80                          |
| 蒲郡市   | -               | -     | -     | -      | -    | -     | -      | -                           |
| 犬山市   | 62              | 53    | 43    | 98     | 5    | 56    | 318    | 10                          |
| 常滑市   | -               | -     | -     | -      | -    | -     | -      | -                           |
| 江南市   | 444             | 380   | 311   | 710    | 39   | 405   | 2,290  | 165                         |
| 小牧市   | 42              | 36    | 29    | 67     | 4    | 38    | 216    | 134                         |
| 稲沢市   | 574             | 492   | 403   | 918    | 50   | 524   | 2,961  | 351                         |
| 新城市   | 11              | 9     | 7     | 17     | 1    | 10    | 54     | 1                           |
| 東海市   | 0.01            | 0.01  | 0.01  | 0.02   | 0.00 | 0.01  | 0.1    | 0.1                         |
| 大府市   | 43              | 36    | 30    | 68     | 4    | 39    | 220    | 13                          |
| 知多市   | 0.02            | 0.02  | 0.02  | 0.04   | 0.00 | 0.02  | 0.12   | 0.01                        |
| 知立市   | 41              | 35    | 29    | 65     | 4    | 37    | 210    | 9                           |
| 尾張旭市  | 4               | 3     | 2     | 6      | 0    | 3     | 18     | 10                          |
| 高浜市   | 84              | 72    | 59    | 135    | 7    | 77    | 435    | 24                          |
| 岩倉市   | 20              | 17    | 14    | 32     | 2    | 18    | 102    | 83                          |
| 豊明市   | 32              | 27    | 23    | 51     | 3    | 29    | 166    | 23                          |
| 日進市   | 3               | 3     | 2     | 5      | 0    | 3     | 15     | 7                           |
| 田原市   | -               | -     | -     | -      | -    | -     | -      | -                           |
| 愛西市   | 661             | 565   | 463   | 1,056  | 58   | 603   | 3,406  | 82                          |
| 清須市   | 439             | 376   | 308   | 701    | 38   | 400   | 2,263  | 68                          |
| 北名古屋市 | 87              | 75    | 61    | 139    | 8    | 80    | 450    | 113                         |
| 弥富市   | 416             | 356   | 292   | 665    | 36   | 380   | 2,145  | 43                          |
| みよし市  | 1               | 1     | 0     | 1      | 0    | 1     | 3      | 3                           |
| あま市   | 435             | 373   | 305   | 696    | 38   | 397   | 2,245  | 140                         |
| 長久手市  | 2               | 2     | 1     | 3      | 0    | 2     | 9      | 4                           |
| 東郷町   | 1               | 1     | 0     | 1      | 0    | 1     | 4      | 3                           |
| 豊山町   | 30              | 26    | 21    | 48     | 3    | 27    | 154    | 20                          |
| 大口町   | 15              | 13    | 11    | 25     | 1    | 14    | 80     | 22                          |
| 扶桑町   | 179             | 153   | 125   | 286    | 16   | 163   | 922    | 64                          |
| 大治町   | 108             | 92    | 76    | 172    | 9    | 98    | 556    | 66                          |
| 蟹江町   | 336             | 287   | 236   | 537    | 29   | 307   | 1,732  | 11                          |
| 飛島村   | 45              | 38    | 31    | 71     | 4    | 41    | 230    | 10                          |
| 阿久比町  | 28              | 24    | 20    | 45     | 2    | 26    | 146    | 5                           |
| 東浦町   | 16              | 13    | 11    | 25     | 1    | 14    | 81     | 10                          |
| 南知多町  | -               | -     | -     | -      | -    | -     | -      | -                           |
| 美浜町   | -               | -     | -     | -      | -    | -     | -      | -                           |
| 武豊町   | 13              | 11    | 9     | 21     | 1    | 12    | 68     | 10                          |
| 幸田町   | 15              | 12    | 10    | 23     | 1    | 13    | 75     | 3                           |
| 設楽町   | 0.2             | 0.1   | 0.1   | 0.3    | 0.0  | 0.1   | 0.8    | 0.2                         |
| 東栄町   | -               | -     | -     | -      | -    | -     | -      | -                           |
| 豊根村   | -               | -     | -     | -      | -    | -     | -      | -                           |

注1 市町村内に洪水浸水想定図及び浸水予想図が作成されている河川（流域）がない（2020年7月31日現在）場合は、災害廃棄物発生量及び片付けごみ発生量を「-」としている。

注2 河川（流域）ごと、市町村ごとに災害廃棄物発生量を推計し、各市町村で発生量が最大となるものを推計値とした。

注3 端数処理により合計が一致しない場合がある。

注4 片付けごみ発生量は、床下浸水、床上浸水、半壊の建物からの発生を算定している。（全壊の建物は建物解体となることから片付けごみ発生量に含んでいない。）

## 12 仮置場の必要面積（洪水、片付けごみ処理）

| 市町村  | 仮置場<br>必要面積<br>(m <sup>2</sup> ) | 市町村   | 仮置場<br>必要面積<br>(m <sup>2</sup> ) | 市町村  | 仮置場<br>必要面積<br>(m <sup>2</sup> ) |
|------|----------------------------------|-------|----------------------------------|------|----------------------------------|
| 名古屋市 | 171,146                          | 小牧市   | 23,561                           | あま市  | 24,504                           |
| 豊橋市  | 9,042                            | 稲沢市   | 61,649                           | 長久手市 | 781                              |
| 岡崎市  | 13,520                           | 新城市   | 118                              | 東郷町  | 499                              |
| 一宮市  | 78,665                           | 東海市   | 9                                | 豊山町  | 3,492                            |
| 瀬戸市  | 890                              | 大府市   | 2,348                            | 大口町  | 3,890                            |
| 半田市  | 3,904                            | 知多市   | 1                                | 扶桑町  | 11,212                           |
| 春日井市 | 15,086                           | 知立市   | 1,559                            | 大治町  | 11,502                           |
| 豊川市  | 7,007                            | 尾張旭市  | 1,747                            | 蟹江町  | 1,890                            |
| 津島市  | 9,623                            | 高浜市   | 4,193                            | 飛島村  | 1,697                            |
| 碧南市  | 8,715                            | 岩倉市   | 14,495                           | 阿久比町 | 869                              |
| 刈谷市  | 3,713                            | 豊明市   | 4,113                            | 東浦町  | 1,678                            |
| 豊田市  | 2,347                            | 日進市   | 1,292                            | 南知多町 | -                                |
| 安城市  | 14,245                           | 田原市   | -                                | 美浜町  | -                                |
| 西尾市  | 14,021                           | 愛西市   | 14,357                           | 武豊町  | 1,827                            |
| 蒲郡市  | -                                | 清須市   | 11,970                           | 幸田町  | 598                              |
| 犬山市  | 1,802                            | 北名古屋市 | 19,904                           | 設楽町  | 33                               |
| 常滑市  | -                                | 弥富市   | 7,621                            | 東栄町  | -                                |
| 江南市  | 28,947                           | みよし市  | 499                              | 豊根村  | -                                |

注1 市町村内に洪水浸水想定図及び浸水予想図が作成されている河川（流域）がない（2020年7月31日現在）市町村では「-」としている。（本編P33、表14と同様）

注2 仮置場必要面積は本編P44に示す算定方法により推計した。

### 13 災害廃棄物発生量推計方法（土砂災害）

#### 発生原単位の設定

$$\begin{aligned} \text{原単位 (t/ha)} &= \text{災害廃棄物発生量 (t)} \div \text{土砂流出面積} \\ &= 800 \text{ (t/ha)} \end{aligned}$$

※ 1

#### 被害実績の割合の算出

$$\begin{aligned} \text{被害実績の割合 (\%)} &= \text{土砂災害発生箇所数} \div \text{土砂災害警戒区域数} \times 100 \\ &= 2.5 \text{ (\%)} \end{aligned}$$

※ 1

土砂災害警戒区域の抽出

※ 2

#### 災害廃棄物発生量の推計

$$\begin{aligned} \text{災害廃棄物発生量 (t)} &= \text{抽出した警戒区域面積の合計 (ha)} \\ &\quad \times \text{発生原単位 (t/ha)} \end{aligned}$$

※ 1 原単位（800t/ha）、被害実績の割合（2.5%）は平成 30 年 7 月豪雨における広島県の被害状況から設定した。

※ 2 土砂災害警戒区域のうち、どの区域で土砂災害が発生するかを事前に特定することは困難である。そのため、市町村ごとに土砂災害警戒区域の一定割合で土砂災害が起こると想定し、推計値には「比較的面積が小さい土砂災害警戒区域を中心に土砂災害が発生した場合」から「比較的面積が大きい土砂災害警戒区域を中心に土砂災害が発生した場合」までに幅を持たせ、災害廃棄物発生量は「土砂災害警戒区域の面積の大小に偏りなく土砂災害が発生した場合」の数値とした。

（土砂災害警戒区域の抽出を 1,000 回繰り返し、推計値には、第一四分位数から第三四分位数までの幅を持たせ、災害廃棄物発生量は中央値とした。）

#### 組成割合（土砂災害）

| 種類     | 組成割合   | 組成割合<br>(分別土砂を除く) |
|--------|--------|-------------------|
| 可燃物    | 0.8%   | 19.0%             |
| 不燃物    | 0.5%   | 11.9%             |
| 柱角材    | 1.9%   | 45.2%             |
| コンクリート | 0.9%   | 21.4%             |
| 金属     | 0.1%   | 2.4%              |
| 分別土砂   | 95.8%  | -                 |
| 合計     | 100.0% | 100.0%            |

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料」【技 14-2】（平成 31 年 4 月改定、環境省）をもとに作成

## 14 災害廃棄物発生量（土砂災害）

単位：トン

| 市町村  | 災害廃棄物<br>発生量※ | 推計値の幅※            |
|------|---------------|-------------------|
| 名古屋市 | 1,229         | 871 ～ 1,844       |
| 豊橋市  | 3,382         | 2,053 ～ 5,196     |
| 岡崎市  | 33,241        | 30,052 ～ 36,718   |
| 一宮市  | -             | - ～ -             |
| 瀬戸市  | 7,340         | 5,668 ～ 9,708     |
| 半田市  | 209           | 81 ～ 489          |
| 春日井市 | 1,074         | 664 ～ 1,891       |
| 豊川市  | 8,802         | 7,095 ～ 10,869    |
| 津島市  | -             | - ～ -             |
| 碧南市  | 255           | 66 ～ 334          |
| 刈谷市  | 79            | 79 ～ 107          |
| 豊田市  | 107,675       | 101,241 ～ 114,375 |
| 安城市  | 153           | 153 ～ 392         |
| 西尾市  | 7,151         | 5,507 ～ 9,058     |
| 蒲郡市  | 4,881         | 3,146 ～ 7,003     |
| 犬山市  | 4,583         | 3,490 ～ 5,914     |
| 常滑市  | 929           | 630 ～ 1,271       |
| 江南市  | -             | - ～ -             |
| 小牧市  | 193           | 82 ～ 740          |
| 稲沢市  | -             | - ～ -             |
| 新城市  | 38,314        | 33,950 ～ 43,254   |
| 東海市  | 389           | 230 ～ 670         |
| 大府市  | 115           | 60 ～ 221          |
| 知多市  | 1,131         | 723 ～ 1,754       |
| 知立市  | -             | - ～ -             |
| 尾張旭市 | 68            | 38 ～ 164          |
| 高浜市  | 283           | 166 ～ 427         |

| 市町村   | 災害廃棄物<br>発生量※ | 推計値の幅※          |
|-------|---------------|-----------------|
| 岩倉市   | -             | - ～ -           |
| 豊明市   | 99            | 47 ～ 169        |
| 日進市   | 109           | 70 ～ 196        |
| 田原市   | 2,906         | 1,779 ～ 5,305   |
| 愛西市   | -             | - ～ -           |
| 清須市   | -             | - ～ -           |
| 北名古屋市 | -             | - ～ -           |
| 弥富市   | -             | - ～ -           |
| みよし市  | 201           | 71 ～ 337        |
| あま市   | -             | - ～ -           |
| 長久手市  | 167           | 81 ～ 257        |
| 東郷町   | 99            | 44 ～ 194        |
| 豊山町   | -             | - ～ -           |
| 大口町   | -             | - ～ -           |
| 扶桑町   | -             | - ～ -           |
| 大治町   | -             | - ～ -           |
| 蟹江町   | -             | - ～ -           |
| 飛島村   | -             | - ～ -           |
| 阿久比町  | 325           | 217 ～ 527       |
| 東浦町   | 163           | 89 ～ 447        |
| 南知多町  | 10,672        | 8,610 ～ 12,995  |
| 美浜町   | 1,466         | 978 ～ 2,217     |
| 武豊町   | 143           | 57 ～ 186        |
| 幸田町   | 3,771         | 2,803 ～ 4,966   |
| 設楽町   | 9,680         | 7,402 ～ 12,573  |
| 東栄町   | 14,717        | 11,298 ～ 18,969 |
| 豊根村   | 10,166        | 8,110 ～ 12,750  |

※ 土砂災害警戒区域のうち、どの区域で土砂災害が発生するかを事前に特定することは困難である。そのため、市町村ごとに土砂災害警戒区域の一定割合で土砂災害が起こると想定し、推計値には「比較的面積が小さい土砂災害警戒区域を中心に土砂災害が発生した場合」から「比較的面積が大きい土砂災害警戒区域を中心に土砂災害が発生した場合」までに幅を持たせ、災害廃棄物発生量は「土砂災害警戒区域の面積の大小に偏りなく土砂災害が発生した場合」の数値とした。

## 15 組成別災害廃棄物発生量（土砂災害）

| 市町村   | 組成別災害廃棄物発生量（t） |     |       |        |     |         |         |
|-------|----------------|-----|-------|--------|-----|---------|---------|
|       | 可燃物            | 不燃物 | 柱角材   | コンクリート | 金属  | 分別土砂    | 合計      |
| 名古屋市  | 10             | 6   | 23    | 11     | 1   | 1,178   | 1,229   |
| 豊橋市   | 27             | 17  | 64    | 30     | 3   | 3,240   | 3,382   |
| 岡崎市   | 266            | 166 | 632   | 299    | 33  | 31,845  | 33,241  |
| 一宮市   | -              | -   | -     | -      | -   | -       | -       |
| 瀬戸市   | 59             | 37  | 139   | 66     | 7   | 7,032   | 7,340   |
| 半田市   | 2              | 1   | 4     | 2      | 0   | 200     | 209     |
| 春日井市  | 9              | 5   | 20    | 10     | 1   | 1,029   | 1,074   |
| 豊川市   | 70             | 44  | 167   | 79     | 9   | 8,432   | 8,802   |
| 津島市   | -              | -   | -     | -      | -   | -       | -       |
| 碧南市   | 2              | 1   | 5     | 2      | 0   | 245     | 255     |
| 刈谷市   | 1              | 0   | 2     | 1      | 0   | 76      | 79      |
| 豊田市   | 861            | 538 | 2,046 | 969    | 108 | 103,152 | 107,675 |
| 安城市   | 1              | 1   | 3     | 1      | 0   | 147     | 153     |
| 西尾市   | 57             | 36  | 136   | 64     | 7   | 6,850   | 7,151   |
| 蒲郡市   | 39             | 24  | 93    | 44     | 5   | 4,676   | 4,881   |
| 犬山市   | 37             | 23  | 87    | 41     | 5   | 4,391   | 4,583   |
| 常滑市   | 7              | 5   | 18    | 8      | 1   | 890     | 929     |
| 江南市   | -              | -   | -     | -      | -   | -       | -       |
| 小牧市   | 2              | 1   | 4     | 2      | 0   | 185     | 193     |
| 稲沢市   | -              | -   | -     | -      | -   | -       | -       |
| 新城市   | 307            | 192 | 728   | 345    | 38  | 36,705  | 38,314  |
| 東海市   | 3              | 2   | 7     | 3      | 0   | 372     | 389     |
| 大府市   | 1              | 1   | 2     | 1      | 0   | 110     | 115     |
| 知多市   | 9              | 6   | 21    | 10     | 1   | 1,084   | 1,131   |
| 知立市   | -              | -   | -     | -      | -   | -       | -       |
| 尾張旭市  | 1              | 0   | 1     | 1      | 0   | 66      | 68      |
| 高浜市   | 2              | 1   | 5     | 3      | 0   | 271     | 283     |
| 岩倉市   | -              | -   | -     | -      | -   | -       | -       |
| 豊明市   | 1              | 0   | 2     | 1      | 0   | 95      | 99      |
| 日進市   | 1              | 1   | 2     | 1      | 0   | 105     | 109     |
| 田原市   | 23             | 15  | 55    | 26     | 3   | 2,784   | 2,906   |
| 愛西市   | -              | -   | -     | -      | -   | -       | -       |
| 清須市   | -              | -   | -     | -      | -   | -       | -       |
| 北名古屋市 | -              | -   | -     | -      | -   | -       | -       |
| 弥富市   | -              | -   | -     | -      | -   | -       | -       |
| みよし市  | 2              | 1   | 4     | 2      | 0   | 193     | 201     |
| あま市   | -              | -   | -     | -      | -   | -       | -       |
| 長久手市  | 1              | 1   | 3     | 1      | 0   | 160     | 167     |
| 東郷町   | 1              | 0   | 2     | 1      | 0   | 95      | 99      |
| 豊山町   | -              | -   | -     | -      | -   | -       | -       |
| 大口町   | -              | -   | -     | -      | -   | -       | -       |
| 扶桑町   | -              | -   | -     | -      | -   | -       | -       |
| 大治町   | -              | -   | -     | -      | -   | -       | -       |
| 蟹江町   | -              | -   | -     | -      | -   | -       | -       |
| 飛島村   | -              | -   | -     | -      | -   | -       | -       |
| 阿久比町  | 3              | 2   | 6     | 3      | 0   | 312     | 325     |
| 東浦町   | 1              | 1   | 3     | 1      | 0   | 156     | 163     |
| 南知多町  | 85             | 53  | 203   | 96     | 11  | 10,224  | 10,672  |
| 美浜町   | 12             | 7   | 28    | 13     | 1   | 1,405   | 1,466   |
| 武豊町   | 1              | 1   | 3     | 1      | 0   | 137     | 143     |
| 幸田町   | 30             | 19  | 72    | 34     | 4   | 3,613   | 3,771   |
| 設楽町   | 77             | 48  | 184   | 87     | 10  | 9,274   | 9,680   |
| 東栄町   | 118            | 74  | 280   | 132    | 15  | 14,099  | 14,717  |
| 豊根村   | 81             | 51  | 193   | 91     | 10  | 9,739   | 10,166  |

注1 土砂災害警戒区域がない市町村（令和2年7月7日現在）は、災害廃棄物発生量及び仮置場必要面積を「-」としている。

注2 端数処理により合計が一致しないことがある。

## 16 仮置場の必要面積（土砂災害）

| 市町村  | 仮置場必要面積（m <sup>2</sup> ）※ |          |
|------|---------------------------|----------|
| 名古屋市 | 103                       | ～ 217    |
| 豊橋市  | 242                       | ～ 612    |
| 岡崎市  | 3,539                     | ～ 4,324  |
| 一宮市  | -                         | ～ -      |
| 瀬戸市  | 667                       | ～ 1,143  |
| 半田市  | 10                        | ～ 58     |
| 春日井市 | 78                        | ～ 223    |
| 豊川市  | 835                       | ～ 1,280  |
| 津島市  | -                         | ～ -      |
| 碧南市  | 8                         | ～ 39     |
| 刈谷市  | 9                         | ～ 13     |
| 豊田市  | 11,922                    | ～ 13,468 |
| 安城市  | 18                        | ～ 46     |
| 西尾市  | 648                       | ～ 1,067  |
| 蒲郡市  | 370                       | ～ 825    |
| 犬山市  | 411                       | ～ 696    |
| 常滑市  | 74                        | ～ 150    |
| 江南市  | -                         | ～ -      |

| 市町村   | 仮置場必要面積（m <sup>2</sup> ）※ |         |
|-------|---------------------------|---------|
| 小牧市   | 10                        | ～ 87    |
| 稲沢市   | -                         | ～ -     |
| 新城市   | 3,998                     | ～ 5,093 |
| 東海市   | 27                        | ～ 79    |
| 大府市   | 7                         | ～ 26    |
| 知多市   | 85                        | ～ 207   |
| 知立市   | -                         | ～ -     |
| 尾張旭市  | 4                         | ～ 19    |
| 高浜市   | 20                        | ～ 50    |
| 岩倉市   | -                         | ～ -     |
| 豊明市   | 6                         | ～ 20    |
| 日進市   | 8                         | ～ 23    |
| 田原市   | 209                       | ～ 625   |
| 愛西市   | -                         | ～ -     |
| 清須市   | -                         | ～ -     |
| 北名古屋市 | -                         | ～ -     |
| 弥富市   | -                         | ～ -     |
| みよし市  | 8                         | ～ 40    |

| 市町村  | 仮置場必要面積（m <sup>2</sup> ）※ |         |
|------|---------------------------|---------|
| あま市  | -                         | ～ -     |
| 長久手市 | 9                         | ～ 30    |
| 東郷町  | 5                         | ～ 23    |
| 豊山町  | -                         | ～ -     |
| 大口町  | -                         | ～ -     |
| 扶桑町  | -                         | ～ -     |
| 大治町  | -                         | ～ -     |
| 蟹江町  | -                         | ～ -     |
| 飛島村  | -                         | ～ -     |
| 阿久比町 | 26                        | ～ 62    |
| 東浦町  | 10                        | ～ 53    |
| 南知多町 | 1,014                     | ～ 1,530 |
| 美浜町  | 115                       | ～ 261   |
| 武豊町  | 7                         | ～ 22    |
| 幸田町  | 330                       | ～ 585   |
| 設楽町  | 872                       | ～ 1,481 |
| 東栄町  | 1,330                     | ～ 2,234 |
| 豊根村  | 955                       | ～ 1,501 |

※ 土砂災害警戒区域のうち、どの区域で土砂災害が発生するかを事前に特定することは困難である。そのため、市町村ごとに

土砂災害警戒区域の一定割合で土砂災害が起こると想定し、推計値には幅を持たせた数値とした。（本編 P34、表 15 と同様）

注 1 土砂災害警戒区域がない市町村（2020 年 7 月 7 日現在）は災害廃棄物発生量を「-」としている。

注 2 仮置場必要面積は本編 P44 に示す算定方法により推計した。

## 17 近年の大規模災害における災害廃棄物の発生量及び処理期間

### 近年の大規模災害における災害廃棄物の発生量及び処理期間

| 災害名                        | 発生年月      | 災害廃棄物量                       | 損壊家屋数                                                                                                                                              | 処理期間                          |
|----------------------------|-----------|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 東日本大震災                     | H23年3月    | 3100万トン<br>(津波堆積物1100万トンを含む) | 全壊：118,822<br>半壊：184,615                                                                                                                           | 約3年<br>(福島県を除く)               |
| 阪神・淡路大震災                   | H7年1月     | 1500万トン                      | 全壊：104,906<br>半壊：144,274<br>一部損壊：390,506<br>焼失：7,534                                                                                               | 約3年                           |
| 熊本地震<br>(熊本県)              | H28年4月    | 311万トン                       | 全壊：8,668<br>半壊：34,492<br>一部損壊：154,098                                                                                                              | 約2年                           |
| 平成30年7月豪雨<br>(岡山県、広島県、愛媛県) | 平成30年7月   | 189万トン <sup>(※1)</sup>       | 全壊：6,603 <sup>(※2)</sup><br>半壊：10,012 <sup>(※2)</sup><br>一部損壊：3,457 <sup>(※2)</sup><br>床上浸水：5,011 <sup>(※2)</sup><br>床下浸水：13,737 <sup>(※2)</sup>   | 約2年                           |
| 令和元年房総半島台風<br>・東日本台風       | R1年9月、10月 | 154万トン <sup>(※3)</sup>       | 全壊：3,650 <sup>(※4)</sup><br>半壊：33,951 <sup>(※4)</sup><br>一部損壊：107,717 <sup>(※4)</sup><br>床上浸水：8,256 <sup>(※4)</sup><br>床下浸水：23,010 <sup>(※4)</sup> | 約2年<br>(予定)                   |
| 新潟県中越地震                    | H16年10月   | 60万トン                        | 全壊：3,175<br>半壊：13,810<br>一部損壊：103,854                                                                                                              | 約3年                           |
| 広島県土砂災害                    | H26年8月    | 52万トン                        | 全壊：179<br>半壊：217<br>一部損壊：189<br>浸水被害：4,164                                                                                                         | 約1.5年                         |
| 令和2年7月豪雨                   | R2年7月     | 54万トン <sup>(※5)</sup>        | 全壊：1,621 <sup>(※6)</sup><br>半壊：4,504 <sup>(※6)</sup><br>一部損壊：3,503 <sup>(※6)</sup><br>床上浸水：1,681 <sup>(※6)</sup><br>床下浸水：5,290 <sup>(※6)</sup>     | 約1.5年 <sup>(※7)</sup><br>(予定) |

(※1) 主要被災3県の合計(令和2年7月時点)

(※2) 主要被災3県の公表値の合計(平成31年1月9日時点)

(※3) 被災自治体からの報告の合計(令和3年1月末時点)

(※4) 内閣府防災被害報告の合計(令和2年4月10日時点)

(※5) 被災自治体からの報告の合計(令和3年1月末時点)

土砂混じりがれきを含む。

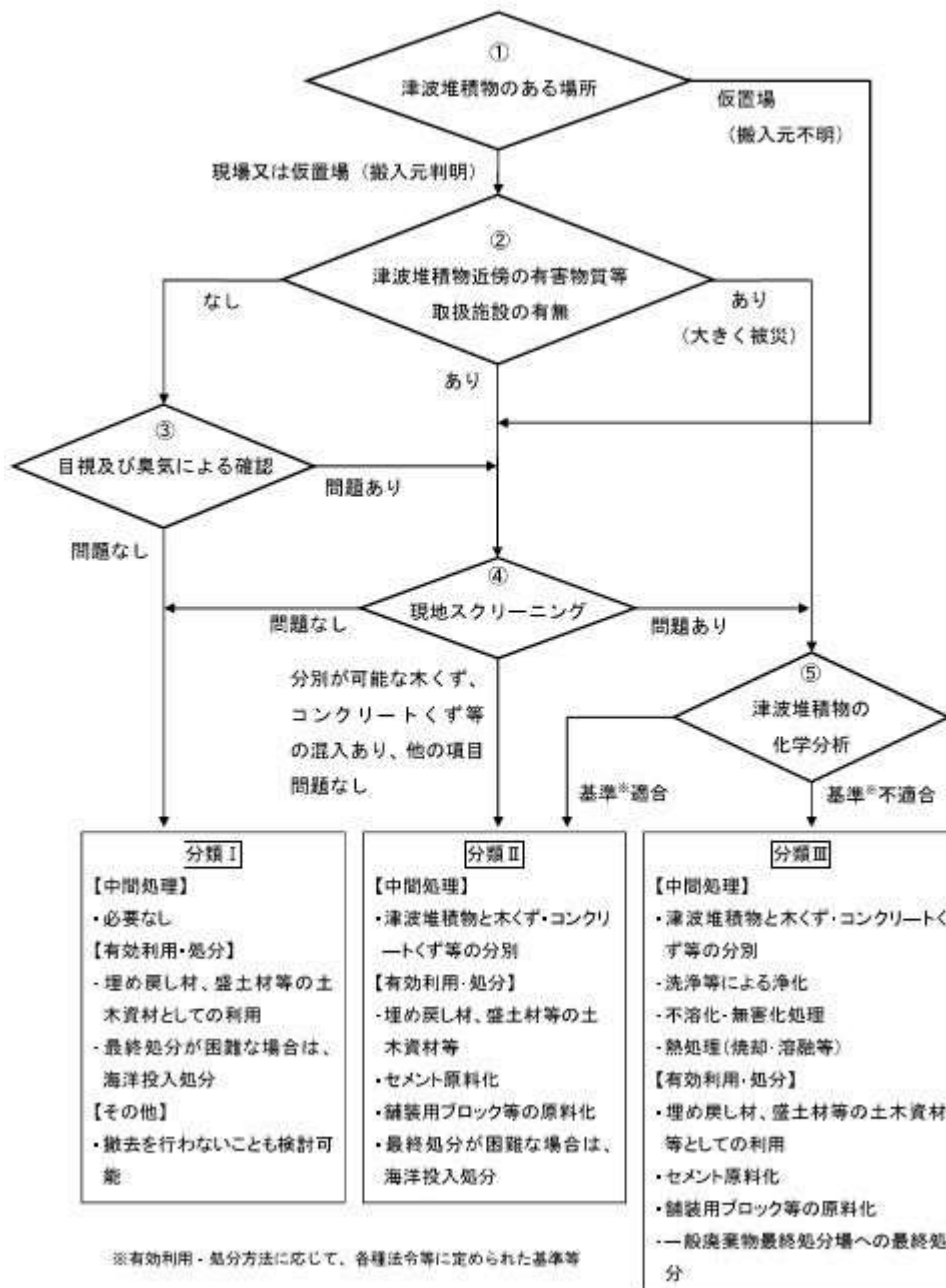
(※6) 内閣府防災被害報告の合計(令和3年1月7日時点)

(※7) 熊本県分のみ(令和3年1月末時点)

(出典) 第3回 令和2年度災害廃棄物対策推進検討会(令和3年3月25日、環境省)

## 18 津波堆積物の処理について

津波堆積物の処理に当たって、以下のフロー等を参考とする。



津波堆積物の基本的な処理フローチャート

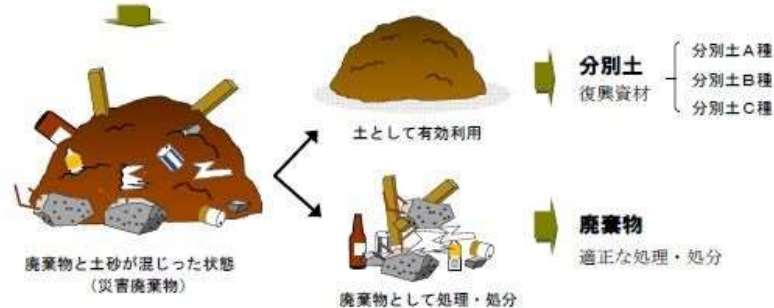
出典：東日本大震災津波堆積物処理指針（平成23年 7 月13日、環境省）



## 土砂系3種

### 津波堆積物が混在する災害廃棄物

- ・同種に分別、集積されたがれき・・・津波堆積物（土砂山）
- ・混合された状態で集積されたがれき・・・不燃系混合物、可燃系混合物



#### 分別土A種(津波堆積土)



#### 分別土B種(土砂系不燃物)



#### 分別土C種(ふるい下)



#### ○同種に集積されたがれき

分別土A種（津波堆積土）：津波堆積物を分別した土砂。少量の細かながれきも混在しているため、これらを適切に分別・除去することで「土砂」として利用が可能と考える。復興資材として優先的に利用するもの。

#### ○混合された状態で集積されたがれき

分別土B種（土砂系不燃物）：不燃系混合物のがれきを破碎・選別により分別した土砂。コンクリート片、土砂が多いもの。

分別土C種（ふるい下）：可燃系混合物のがれきを破碎・選別により分別した土砂。木材等の可燃物が多いもの。このため、利用用途の限定や地盤改良及び安定処理等の検討も踏まえて活用用途の範囲を広げる。利用が困難な場合には、セメント原料や埋立て処分とする。

## コンクリートがら

- ・主に建物や基礎等の解体で発生したコンクリート片やコンクリートブロック等を同種として集積されたがれきを付着している土砂を取り除き、破碎・分級したものを対象とする。
- ・有害物質の調査については、一般的に利用されている再生砕石と同等の考え方に基づくこととし、公共工事全般に利用する。



出典：岩手県 復興資材活用マニュアル 概要版

## 19 関係協定一覧

令和3年現在

| 協定の名称                           | 協定締結者                                                                                               | 所管課             |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定       | 全国知事会、全国知事会東日本大震災復興協力本部、北海道東北地方知事会、関東地方知事会、中部圏知事会、近畿ブロック知事会、中国地方知事会、四国知事会、九州地方知事会                   | 災害対策課           |
| 災害時等の応援に関する協定書                  | 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市                                                            | 災害対策課           |
| 災害時における石油類燃料の優先供給等に関する協定書       | 愛知県<br>愛知県石油商業組合                                                                                    | 災害対策課           |
| 災害時における車両の調達に関する協定書             | 愛知県<br>一般社団法人愛知県レンタカー協会                                                                             | 災害対策課           |
| 災害時における仮設トイレ等の賃貸借に関する協定書        | 愛知県<br>社団法人全国建設機械器具リース業協会中部支部                                                                       | 災害対策課           |
| 災害発生時等における物質等の緊急輸送に関する協定書       | 愛知県<br>一般社団法人愛知県トラック協会                                                                              | 災害対策課           |
| 災害発生時等の物資の保管等に関する協定書            | 岐阜県、愛知県、三重県、東海倉庫協会                                                                                  | 災害対策課           |
| 船舶による輸送等に関する協定書                 | 愛知県、中部沿海海運組合、東海内航海運組合、全国内航タンカー海運組合東海支部                                                              | 災害対策課           |
| 災害時における化学物質等の調査に関する協定書          | 愛知県、一般社団法人愛知県環境測定分析協会、愛知県特定計量証明事業協会                                                                 | 環境活動推進課         |
| 災害時におけるフロン類の回収に関する協定書           | 愛知県、愛知県フロン類排出抑制推進協議会                                                                                | 水大気環境課          |
| 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書           | 愛知県、愛知県衛生事業協同組合、一般社団法人愛知県産業資源循環協会、一般社団法人愛知県解体工事業協会、一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会、一般社団法人日本建設業連合会中部支部 | 資源循環推進課         |
| 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書 | 愛知県、各市町村、各一部事務組合、各下水道管理者                                                                            | 資源循環推進課<br>下水道課 |

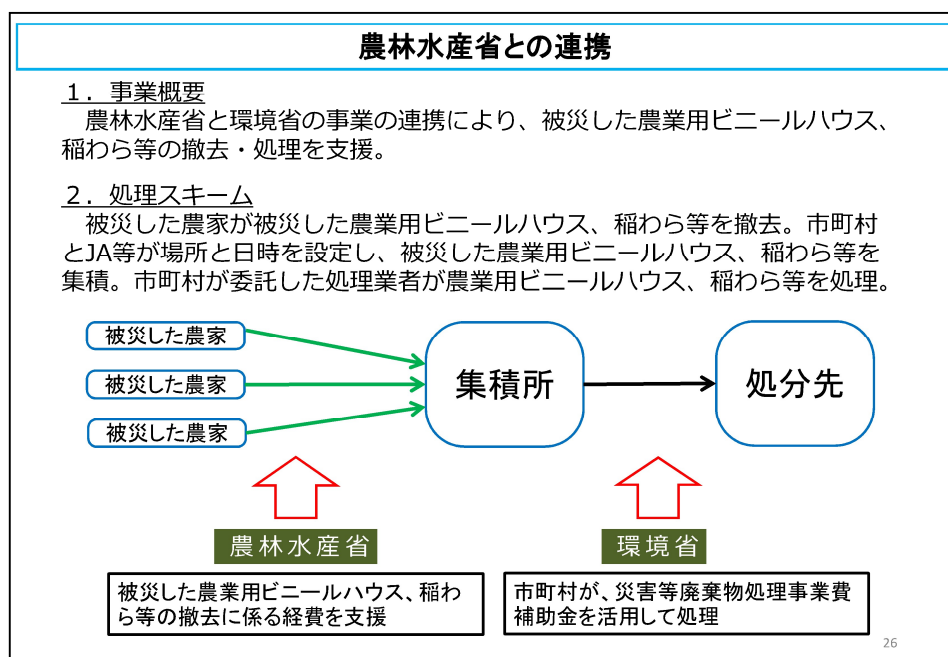
※ 協定書について、一部をP29以降に掲載する。掲載していない協定書も愛知県地域防災計画のウェブページに掲載されている。<https://www.pref.aichi.jp/bousai/boukei/boukei.htm>

## 20 関係機関との連携

風水害で発生する土砂混じりの廃棄物には、災害廃棄物とそれ以外の土砂、流木等が混入しており、明確な分別は難しい。土砂や流木そのものは廃棄物ではないため、災害復旧の対応にあたり、その処理は基本的には土木及び農林関係部局の対応となるが、住宅等が被災し土砂・流木と廃棄物の分別が困難な場合等は、全体を災害廃棄物（土砂混じり廃棄物）として取り扱う場合がある。また復旧事業（補助金交付）の主体が環境省、国土交通省、農林水産省等異なっていることもあり、処理手順が煩雑化していた。このため、近年では関係省庁間の連携事業による撤去スキームが関係省庁より示されている。

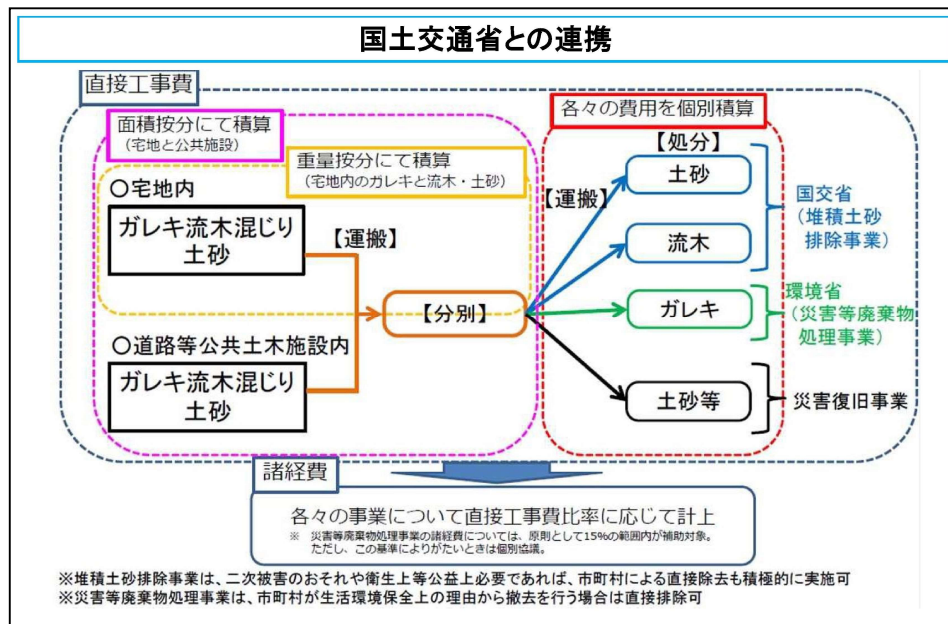
また、令和元年東日本台風においては、環境省・防衛省・自衛隊が自治体等と調整を行い、効果的な災害廃棄物の撤去を実現しており、令和2年8月には「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」（環境省・防衛省）が公表されている。

発災後には、これらのスキーム・マニュアル等を活用し、国、県、市町村の各関係機関で協議のうえ、風水害における災害廃棄物処理や補助金等の取扱いについて決定していくことが必要となる。



### 農林水産省との連携スキーム

出典：第2回 令和元年度災害廃棄物対策推進検討会 参考資料2 令和2年3月 環境省



### 国土交通省との連携スキーム

出典：第2回 令和元年度災害廃棄物対策推進検討会 参考資料2 令和2年3月 環境省

### 防衛省・自衛隊との連携

- 防衛省・自衛隊と連携し、7県23市町村において、宅地や路上からの災害廃棄物の撤去活動を実施。
- 本省及び現場において、防衛省・自衛隊・環境省が自治体等と調整を行い、効果的な撤去を実施。

撤去前 (令和元年10月22日15時時点)

撤去後 (令和元年10月22日17時時点)

茨城県水戸市における撤去

撤去前 (令和元年10月22日15時時点)

撤去後 (令和元年10月22日17時時点)

### 防衛省・自衛隊との連携事例

出典：第2回 令和元年度災害廃棄物対策推進検討会 参考資料2 令和2年3月 環境省

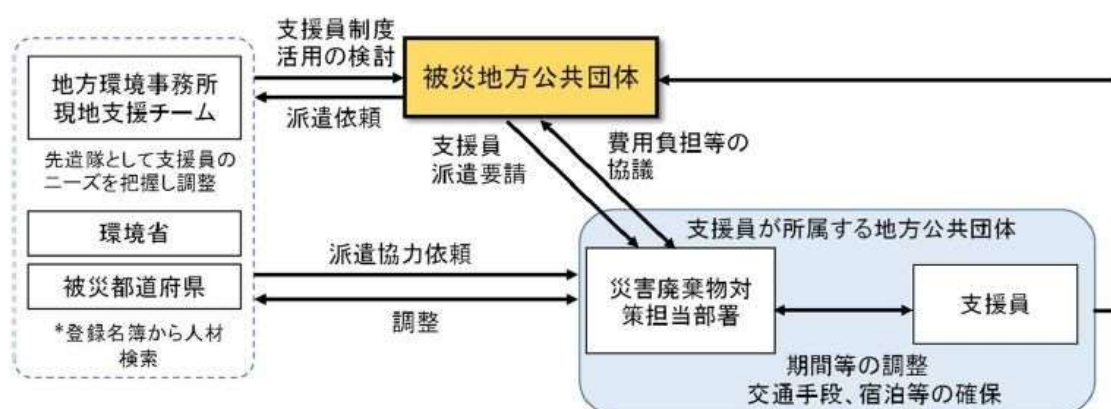


## 21 災害廃棄物処理支援員制度の活用の流れ

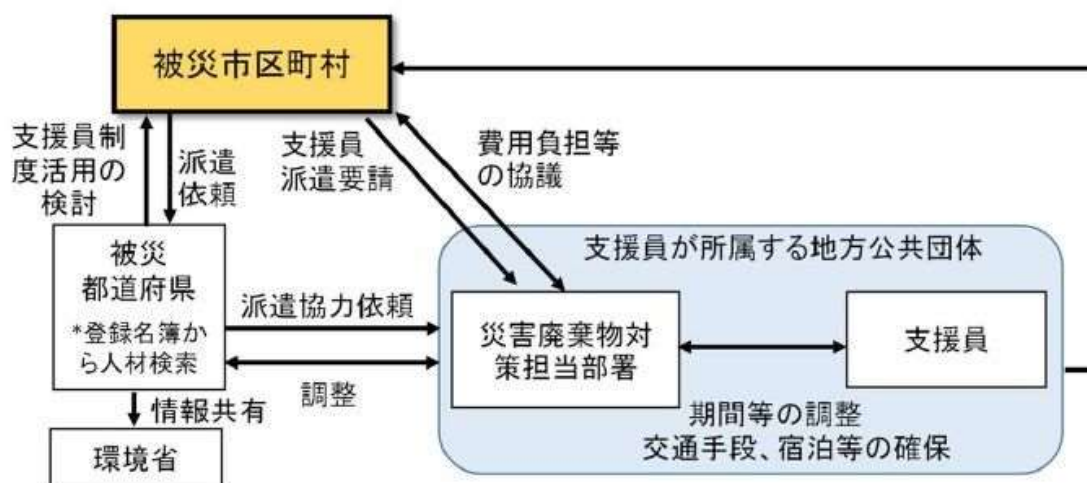
災害時には、環境省現地支援チームが、被災地方公共団体の災害廃棄物マネジメントの状況の把握に努め、その状況に応じて、支援員の派遣の必要性について被災地方公共団体と検討し、必要と判断した場合、被災都道府県、地方環境事務所及び環境省において、支援員のマッチングに係る調整を行う場合があります（図4）。また、被災都道府県が、その所轄地域内の支援員派遣市区町村と調整する場合があります（図5）。

支援員の派遣は、調整ができてから3日以内に派遣することを目標として対応します。

被災地方公共団体が支援員の派遣の必要性を自ら判断できる場合は、被災都道府県、地方環境事務所及び環境省へ派遣依頼をすることができます。



【図4 国等の現地支援チームを起点として制度を活用する場合の流れの例】



【図5 被災都道府県内で制度を活用する場合の流れの例】

出典：災害廃棄物処理支援員制度について【解説】

（令和3年5月、環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付災害廃棄物対策室）

[http://kouikishori.env.go.jp/action/jinzai\\_bank/](http://kouikishori.env.go.jp/action/jinzai_bank/)

## 22 地方自治法第252条の14の規定に基づく事務の委託の事例

災害廃棄物処理に関する市町村から県への事務委託の事例を以下に示す。  
(平成30年7月豪雨災害に係る岡山県災害廃棄物処理実行計画(改訂版)(平成30年10月策定、令和元年7月改訂)から抜粋)

### 第3節 事務の委託

#### 1 概要

災害廃棄物は一般廃棄物として取り扱われることから、本来、市町村が処理を実施することとなります。しかしながら、市町村の被害状況や災害廃棄物の発生量等により災害廃棄物の処理が困難であると認められる場合には、地方自治法第252条の14の規定に基づく事務委託を受け、県が処理を代行します。

#### 2 受託対象市町村

基本方針に基づき、倉敷市及び総社市から災害廃棄物の処理についての事務の委託を受けています。

#### 3 受託し処理する災害廃棄物の量

318,812t(倉敷市:312,109t、総社市:6,703t)

#### 4 事務委託の範囲

事務委託の範囲は図3-6のとおりです。

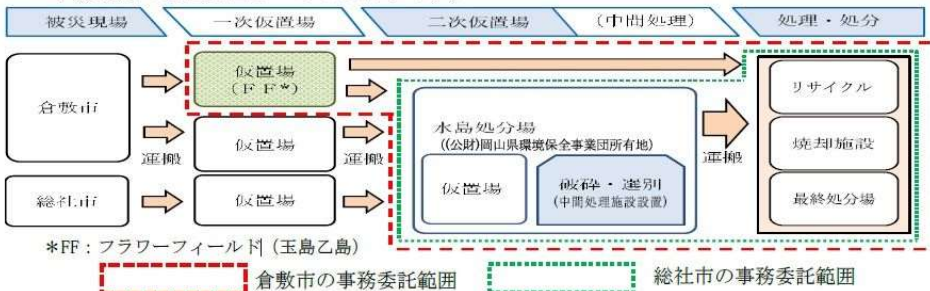


図3-6 事務委託範囲(イメージ図)

#### 5 処理業務の概要

##### (1) 一次仮置場(玉島E地区フラワーフィールド)

倉敷市の公費解体事業により発生した家屋解体廃棄物を受け入れる仮置場で、搬入された廃棄物は、廃棄物の種類ごとに県内外の廃棄物処理施設等を活用し処理を進めます。

|      |                                               |                    |                                        |
|------|-----------------------------------------------|--------------------|----------------------------------------|
| 管理者  | 倉敷市<br>(~平成30年8月28日)                          | ↓ 事務受託(平成30年8月28日) | 岡山県<br>(平成30年8月29日~)                   |
| 委託業者 | (一社)岡山県産業廃棄物協会<br>(~平成30年11月28日)              | 引継期間               | 岡山県災害廃棄物処理業務<br>共同企業体<br>(平成30年11月2日~) |
| 業務内容 | 仮置場管理運営業務<br>・家屋解体廃棄物の受け入れ<br>・受入廃棄物の処理のための搬出 |                    |                                        |

##### (2) 二次仮置場(水島処分場)

破碎や選別などの中間処理が必要な混合廃棄物等を受け入れる仮置場で、搬入された廃棄物は、二次仮置場内に新たに整備した中間処理施設(破碎・選別)を基軸として県内外の廃棄物処理施設等を活用し処理を進めます。

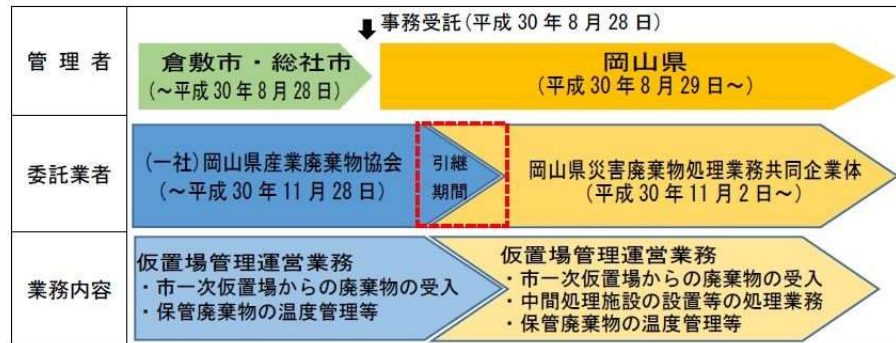
## 6 処理進捗状況

事務受託した災害廃棄物の処理進捗状況は、表3-8のとおりです。

表3-8 事務受託した災害廃棄物の処理進捗状況 (単位：トン)

|       | 受託量     | 委託分     |        | 処理済量    | 処理進捗率 |
|-------|---------|---------|--------|---------|-------|
|       |         | 倉敷市委託分  | 総社市委託分 |         |       |
| 一次仮置場 | 191,541 | 191,541 | —      | 119,663 | 62.5% |
| 二次仮置場 | 127,271 | 120,568 | 6,703  | 16,130  | 12.7% |
| 計     | 318,812 | 312,109 | 6,703  | 135,793 | 42.6% |

(注) 令和元年5月末時点の推計量ベース



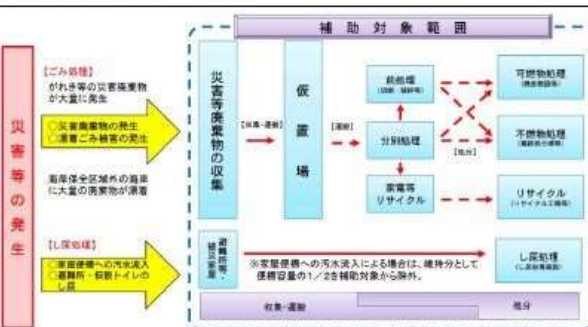
注) 各仮置場及び中間処理施設の概要は、「資料編」のとおり。

<地方自治法第252条の14>

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。



## 23 災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の概要

| 災害廃棄物処理事業の概要について |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助金名             | 災害等廃棄物処理事業費補助金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 対象事業             |  <p>           災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分<br/>           災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分<br/>           仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る）         </p>  |
| 補助先              | 市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 要件               | <p>政令指定都市：事業費80万円以上<br/>その他の市町村：事業費40万円以上</p> <p>           降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの<br/>           暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの<br/>           高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの         </p> <p>           地震：異常な天然現象によるもの（震度基準なし）<br/>           積雪：過去10年間の最大積雪深平均値超且つ1m以上<br/>           その他：異常な天然現象によるもの 等         </p>                 |
| 補助率              | 1/2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 地方財政措置           | <p>&lt;通常災害時&gt;<br/>地方負担の80%について特別交付税措置</p> <p>&lt;激甚災害時&gt;<br/>激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村にあっては、残りの20%について、災害対策債により対応することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置</p>                                                                                                                                                                                   |
| 根拠条文             | <p>◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律<br/>第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。</p>                                                                                                                                                                                                                           |

## 廃棄物処理施設災害復旧事業の概要について

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                             |                                                           |                                       |                                      |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 補助金名          | 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                             |                                                           |                                       |                                      |
| 災害原因          | 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じたもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                             |                                                           |                                       |                                      |
| 対象事業          | 次の各号に掲げる施設の災害復旧事業とする。<br>① 一般廃棄物処理施設<br>② 浄化槽（市町村整備推進事業）<br>③ 産業廃棄物処理施設<br>④ 広域廃棄物埋立処分場<br>⑤ PCB廃棄物処理施設                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | イメージ図                       |                                                           |                                       |                                      |
| 補助対象から除外されるもの | ① 1施設の災害復旧事業に要する経費が次の表に掲げる金額未満のもの<br>② 事務所、倉庫、公舎等の施設<br>③ 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの<br>④ 維持工事とみられるもの<br>⑤ 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの<br>⑥ 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの<br>⑦ 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの<br>⑧ 土地が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、土地は調査対象外とする。<br>⑨ 工作物が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、工作物は調査対象外とする。<br>⑩ 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。<br>イ。被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。<br>ロ。当該年度に整備計画のあるもの。<br>ハ。建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。<br>⑪ 工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくても、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。<br>⑫ 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認できないもの。 |                             |                                                           |                                       |                                      |
| 補助先           | 都道府県、市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）、広域臨海環境整備センター、廃棄物処理センター、PFI選定事業者及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                             |                                                           |                                       |                                      |
| 限度額           | 一般廃棄物処理施設<br>・市、廃棄物処理センター、PFI選定事業者 150万円<br>・町村 80万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 浄化槽（市町村整備推進事業）<br>・市町村 40万円 | 産業廃棄物処理施設<br>・都道府県、市、廃棄物処理センター、PFI選定事業者 150万円<br>・町村 80万円 | 広域廃棄物埋立処分場<br>・市町村、広域臨海環境整備センター 150万円 | PCB廃棄物処理施設<br>・中間貯蔵・環境安全事業株式会社 150万円 |
| 補助率           | 1/2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                             |                                                           |                                       |                                      |

環境省ウェブページより引用（令和3年11月時点）



## 24 関係団体等との協定書

### 災害時における化学物質等の調査に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と社団法人愛知県環境測定分析協会始め2協会（以下「乙」という。）とは、災害時における化学物質等の調査に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時において化学物質が環境中へ漏えいしたことなどにより必要となった調査業務に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この協定において「化学物質等」とは、人の健康や環境に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある物質、その他甲が必要があると認めるものとする。

#### （要請）

第3条 甲は、災害時において、次条に掲げる業務を遂行するために、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により文書で行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、口頭又は電話等で要請した後、できる限り速やかに文書を送付するものとする。

#### （業務の内容）

第4条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）化学物質等の試料の採取
- （2）化学物質等の測定及び分析
- （3）調査地点周辺状況の情報収集
- （4）前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項

#### （業務の実施）

第5条 乙は、第3条の規定により要請を受けたときは、乙に所属する会員に対して、甲が必要とする業務を優先的に実施させるものとする。

#### （測定結果の報告）

第6条 第5条の業務を実施した乙の会員は、第4条第2号及び第3号に規定する測定等の結果について、速やかに甲へ報告するものとする。

#### （業務実績報告）

第7条 乙は、第5条に規定する業務を終了したときは、速やかに様式第2号により

業務実績を報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 第5条の規定により乙の会員が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害時直前における適正価格とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協力体制)

第9条 乙は、甲に円滑に協力できるよう、乙に所属する会員に対して、協力体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成23年3月18日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛知県知事 大村秀章

乙 名古屋市中区金山1丁目2番4号  
社団法人愛知県環境測定分析協会  
会長 濱地光男

## 災害時におけるフロン類の回収に関する協定書

### (趣旨)

**第1条** この協定は、地震、水害等の大規模災害が発生した際（以下「災害時」という。）において被災地域で廃棄される冷凍空調機器等についてフロン類を回収するにあたり、愛知県（以下「甲」という。）が、市町村の要請を受けて愛知県フロン回収・処理推進協議会（以下「乙」という。）に協力を求める場合の必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

**第2条** この協定において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン、ハイドロクロロフルオロカーボン及びハイドロフルオロカーボンをいう。

### (協力要請)

**第3条** 甲は、被災地域で廃棄される冷凍空調機器等からのフロン類の回収について、県内の市町村（以下「市町村」という。）からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

### (協力要請の手続き)

**第4条** 甲は、前条の要請を行う場合には、次に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

(1) フロン類の回収を依頼した市町村の名称

(2) その他必要な事項

2 前項の通知を受けたときは、乙は、協力の内容、方法等について、協力要請の対象となる市町村と協議し、確認するものとする。

### (要請事項の実施)

**第5条** 乙は、前条第1項の通知があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市町村の指示に従い、可能な限りフロン類の回収を実施するものとする。

### (実施報告)

**第6条** 乙は、前条の規定により、市町村の指示に従いフロン類の回収を実施したときは、実施した事項を文書で甲へ報告するものとする。

### (情報の提供)

**第7条** 甲は、第3条の要請を行ったときは、フロン類の回収に円滑な協力を得ることができるよう、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、第3条の要請を受けたときは、フロン類の回収に関し協力が可能な協議会員の状況を甲に報告するものとする。

### (費用等)

**第8条** 乙が第3条の要請を受けて実施したフロン類の回収に要した費用及び当該作業中

による事故の補償については、乙とフロン類の回収を要請した市町村との間で協議するものとする。

**（協議会員の状況等の報告）**

**第 9 条** 乙は、この協定に定めるところによる協力が可能な協議会員の状況をあらかじめ甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に随時報告を求めるものとする。

2 乙は、災害時における円滑なフロン類の回収ができるよう、組織内での協力体制の整備及び情報等の収集に努めるものとする。

**（広域応援体制）**

**第 10 条** 災害時の被害が甚大で乙がこの協定に定める協力を十分に行うことが困難と認められる場合には、甲は乙の要請に基づいて、県外の関係団体に協力を求めることとする。

2 他の都道府県の災害時において、当該都道府県から災害応援要請があった場合には、乙はこの協定に準じて可能な限りの協力を行うものとする。

**（連絡窓口）**

**第 11 条** この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては愛知県環境部大気環境課、乙においては愛知県フロン回収・処理推進協議会事務局とする。

**（協議）**

**第 12 条** この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

この協定を証するため本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有するものとする。

平成 17 年 4 月 1 日

甲 名古屋市中区三の丸 3 丁目 1 番 2 号  
愛 知 県  
愛知県知事 神田 真秋

乙 名古屋市中区金山 2 丁目 7 番 6 号  
愛知県フロン回収・処理推進協議会  
会 長 潮田 治久

## 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県解体工事業連合会）

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、水害等の大規模災害が発生した時（以下、「災害時」という。）における災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分に関し、愛知県（以下、「甲」という。）が、愛知県解体工事業連合会（以下、「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、がれき（災害時に損壊した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック類等）、生活系ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみ）等の廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、県内の市町村（以下、「市町村」という。）が実施する次に掲げる事業（以下、「災害廃棄物の処理等」という。）について、市町村からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- （1）災害廃棄物の撤去
- （2）災害廃棄物の収集及び運搬
- （3）災害廃棄物の処分
- （4）前各号に伴う必要な事項

（協力要請の手続）

第4条 甲は、前条の要請を行う場合には、次に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- （1）市町村の名称
- （2）協力要請をする災害廃棄物の処理等
- （3）その他必要な事項

2 前項の通知を受けたときは、乙は、協力の内容、方法等について、協力要請の対象となる市町村と協議し、確認するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第5条 乙は、前条第1項の通知があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市町村の指示に従い、可能な限り災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、前条の規定により、市町村の指示に従い、災害廃棄物の処理等を実施したときは、第4条第1項各号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

（情報の提供）

第7条 甲は、第3条の要請を行ったときは、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得ることができるよう、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、第3条の要請を受けたときは、災害廃棄物の処理等に関し協力が可能な協会員の状況を甲に報告するものとする。

(費用等)

第8条 乙が、第3条の要請を受けて実施した災害廃棄物の処理等に要した費用及び災害補償については、乙と当該廃棄物の処理等に係る市町村との間で協議するものとする。

(協会の状況等の報告)

第9条 乙は、この協定に定めるところによる協力が可能な協会の状況をあらかじめ甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に随時報告を求めるものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理等を図ることができるよう、協力体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

(広域応援体制)

第10条 被害が甚大で、乙がこの協定に定めるところによる協力の遂行が困難な場合は、甲は乙の要請に基づき、関係団体に協力を求めることができるものとする。

2 被災した他の都道府県からの災害応援要請に対し、甲が応援をする場合においては、乙はこの協定に準じて可能な限り協力をするものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては愛知県環境部資源循環推進課、乙においては愛知県解体工事業連合会事務局とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成21年3月25日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛知県

愛知県知事 神田 真秋

乙 名古屋市中村区則武1-15-13

Uコーポ名古屋4C

愛知県解体工事業連合会

(現 一般社団法人愛知県解体工事業協会)

会 長 加藤 榮



## 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県衛生事業協同組合）

### （趣旨）

**第1条** この協定は、地震、水害等の大規模災害が発生した時（以下「災害時」という。）におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬並びに災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分に関し、愛知県（以下「甲」という。）が、愛知県衛生事業協同組合（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

**第2条** この協定において「災害廃棄物」とは、がれき（災害時に損壊した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック等）、生活系ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみ）等の廃棄物をいう。

### （協力要請）

**第3条** 甲は、県内の市町村（以下「市町村」という。）が実施する次に掲げる事業（以下「廃棄物の処理等」という。）について、市町村からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- （1）し尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬
- （2）災害廃棄物の撤去
- （3）災害廃棄物の収集及び運搬
- （4）災害廃棄物の処分
- （5）前各号に伴う必要な事項

### （協力要請の手続き）

**第4条** 甲は、前条の要請を行う場合には、次に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- （1）市町村の名称
- （2）協力要請をする廃棄物の処理等
- （3）その他必要な事項

2 前項の通知を受けたときは、乙は、協力の内容、方法等について、協力要請の対象となる市町村と協議し、確認するものとする。

### （廃棄物の処理等の実施）

**第5条** 乙は、前条第1項の通知があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市町村の指示に従い、可能な限り廃棄物の処理等を実施するものとする。

### （実施報告）

**第6条** 乙は、前条の規定により、市町村の指示に従い、廃棄物の処理等を実施したときは、第4条第1項各号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

### （情報の提供）

**第7条** 甲は、第3条の要請を行ったときは、廃棄物の処理等に円滑な協力を得ることができるよう、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、第3条の要請を受けたときは、廃棄物の処理等に関し協力が可能な協会の状況を甲に報告するものとする。

**(費用等)**

**第8条** 乙が、第3条の要請を受けて実施した廃棄物の処理等に要した費用及び災害補償については、乙と当該廃棄物の処理等に係る市町村との間で協議するものとする。

**(協会の状況等の報告)**

**第9条** 乙は、この協定に定めるところによる協力が可能な協会の状況をあらかじめ甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に随時報告を求めるものとする。

2 乙は、災害時における円滑な廃棄物の処理等が図ることができるよう、協力体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

**(広域応援体制)**

**第10条** 被害が甚大で、乙がこの協定に定めるところによる協力の遂行が困難な場合は、甲は乙の要請に基づき、関係団体に協力を求めることができるものとする。

2 被災した他の都道府県からの災害応援要請に対し、甲が応援をする場合においては、乙はこの協定に準じて可能な限り協力をするものとする。

**(連絡窓口)**

**第11条** この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては愛知県環境部廃棄物対策課、乙においては愛知県衛生事業協同組合事務局とする。

**(協議)**

**第12条** この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成17年4月1日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛知県  
愛知県知事 神田 真秋

乙 名古屋市中区栄四丁目3番26号  
愛知県衛生事業協同組合  
理事長 相木 邦昭

## 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対産業廃棄物協会）

### （趣旨）

**第1条** この協定は、地震、水害等の大規模災害が発生した時（以下「災害時」という。）における災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分に関し、愛知県（以下「甲」という。）が、社団法人愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

**第2条** この協定において「災害廃棄物」とは、がれき（災害時に損壊した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック等）、生活系ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみ）等の廃棄物をいう。

### （協力要請）

**第3条** 甲は、県内の市町村（以下「市町村」という。）が実施する次に掲げる事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、市町村からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- （1）災害廃棄物の撤去
- （2）災害廃棄物の収集及び運搬
- （3）災害廃棄物の処分
- （4）前各号に伴う必要な事項

### （協力要請の手続き）

**第4条** 甲は、前条の要請を行う場合には、次に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- （1）市町村の名称
- （2）協力要請をする災害廃棄物の処理等
- （3）その他必要な事項

2 前項の通知を受けたときは、乙は、協力の内容、方法等について、協力要請の対象となる市町村と協議し、確認するものとする。

### （災害廃棄物の処理等の実施）

**第5条** 乙は、前条第1項の通知があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市町村の指示に従い、可能な限り災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

### （実施報告）

**第6条** 乙は、前条の規定により、市町村の指示に従い、災害廃棄物の処理等を実施したときは、第4条第1項各号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

### （情報の提供）

**第7条** 甲は、第3条の要請を行ったときは、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得ることができるよう、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、第3条の要請を受けたときは、災害廃棄物の処理等に関し協力が可能な協会の状況を甲に報告するものとする。

**(費用等)**

**第8条** 乙が、第3条の要請を受けて実施した災害廃棄物の処理等に要した費用及び災害補償については、乙と当該廃棄物の処理等に係る市町村との間で協議するものとする。

**(協会の状況等の報告)**

**第9条** 乙は、この協定に定めるところによる協力が可能な協会の状況をあらかじめ甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に随時報告を求めるものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理等が図ることができるよう、協力体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

**(広域応援体制)**

**第10条** 被害が甚大で、乙がこの協定に定めるところによる協力の遂行が困難な場合は、甲は乙の要請に基づき、関係団体に協力を求めることができるものとする。

2 被災した他の都道府県からの災害応援要請に対し、甲が応援をする場合においては、乙はこの協定に準じて可能な限り協力をするものとする。

**(連絡窓口)**

**第11条** この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては愛知県環境部廃棄物対策課、乙においては社団法人愛知県産業廃棄物協会事務局とする。

**(協議)**

**第12条** この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成17年4月1日

甲 名古屋市中区三の丸3丁目1番2号  
愛知県  
愛知県知事 神田 真秋

乙 名古屋市中区金山2丁目10番9号  
社団法人 愛知県産業廃棄物協会  
(現 一般社団法人愛知県産業資源循環協会)

会 長                      近藤 成章

## 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県建設業協会）

### （趣旨）

**第1条** この協定は、地震、水害等の大規模災害が発生した時（以下「災害時」という。）における災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分に関し、愛知県（以下「甲」という。）が、一般社団法人愛知県建設業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

**第2条** この協定において「災害廃棄物」とは、がれき（災害時に損壊した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック類等）、生活系ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみ）等の災害に伴う廃棄物をいう。

### （協力要請）

**第3条** 甲は、県内の市町村（地方自治法第252条の14の規定により市町村からの事務委託を受けた場合の甲を含む。以下「市町村」という。）が実施する次に掲げる事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、市町村及び廃棄物関係団体のみでは対応が難しい場合、市町村からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- （1）災害廃棄物の撤去
- （2）災害廃棄物の収集及び運搬
- （3）災害廃棄物の処分
- （4）前各号に伴う必要な事項

### （協力要請の手続）

**第4条** 甲は、前条の要請を行う場合には、次に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- （1）市町村の名称及び連絡担当者の氏名及び連絡先
- （2）協力要請の内容（車両・資機材の種類・数量、災害廃棄物の場所・種類・概算量・運搬先・処分方法等）
- （3）その他必要な事項

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、協力可能な会員の状況を甲に報告するものとする。
- 3 甲は、前項の報告を基に乙の会員を特定し、その結果を、乙及び要請を行った市町村に通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた乙は、その内容を速やかに甲が特定した乙の会員（以下「処理協力者」という。）に伝達するものとする。

- 5 処理協力者は、協力の内容、方法及び協力に要する費用の支払方法について、対象となる市町村と協議し、確認するものとする。

#### **（災害廃棄物の処理等の協力）**

**第5条** 処理協力者は、前条第4項の通知があったときは、公共土木施設等の緊急的な応急対策を優先しつつ、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市町村の指示に従い、可能な限り災害廃棄物の処理等に協力するものとする。

#### **（実施報告）**

**第6条** 処理協力者は、前条の規定により、災害廃棄物の処理等を実施したときは、処理等の状況について第4条第1項各号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

#### **（情報の提供）**

**第7条** 甲は、第3条の要請を行ったときは、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得ることができるよう、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

#### **（損害の負担）**

**第8条** 災害廃棄物の処理等の実施に伴い、処理協力者又は市町村の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等に損害が生じた場合、処理協力者は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を文書により市町村に報告し、その処置について市町村と協議するものとする。

#### **（会員の状況等の報告）**

**第9条** 乙は、第4条第2項に定める場合のほか、この協定に定めるところによる協力が可能な乙の会員の状況を毎年、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に随時報告を求めるものとする。

- 2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理等を図ることができるよう、協力体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

#### **（連絡窓口）**

**第10条** この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては愛知県環境部資源循環推進課、乙においては一般社団法人愛知県建設業協会事務局とする。

#### **（協議）**

**第11条** この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。



(有効期間)

**第 12 条** この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定を証するため本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有するものとする。

平成 29 年 2 月 17 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県

愛知県知事 大村 秀章

乙 名古屋市中区栄三丁目 28 番 21 号

一般社団法人愛知県建設業協会

会 長 徳 倉 正 晴

## 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県土木研究会）

### （趣旨）

**第1条** この協定は、地震、水害等の大規模災害が発生した時（以下「災害時」という。）における災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分に関し、愛知県（以下「甲」という。）が、一般社団法人愛知県土木研究会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

**第2条** この協定において「災害廃棄物」とは、がれき（災害時に損壊した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック類等）、生活系ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみ）等の災害に伴う廃棄物をいう。

### （協力要請）

**第3条** 甲は、県内の市町村（地方自治法第252条の14の規定により市町村からの事務委託を受けた場合の甲を含む。以下「市町村」という。）が実施する次に掲げる事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、市町村及び廃棄物関係団体のみでは対応が難しい場合、市町村からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- （1）災害廃棄物の撤去
- （2）災害廃棄物の収集及び運搬
- （3）災害廃棄物の処分
- （4）前各号に伴う必要な事項

### （協力要請の手続）

**第4条** 甲は、前条の要請を行う場合には、次に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- （1）市町村の名称及び連絡担当者の氏名及び連絡先
- （2）協力要請の内容（車両・資機材の種類・数量、災害廃棄物の場所・種類・概算量・運搬先・処分方法等）
- （3）その他必要な事項

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、協力可能な会員の状況を甲に報告するものとする。
- 3 甲は、前項の報告を基に乙の会員を特定し、その結果を、乙及び要請を行った市町村に通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた乙は、その内容を速やかに甲が特定した乙の会員（以下「処理協力者」という。）に伝達するものとする。

- 5 処理協力者は、協力の内容、方法及び協力に要する費用の支払方法について、対象となる市町村と協議し、確認するものとする。

#### **（災害廃棄物の処理等の協力）**

**第5条** 処理協力者は、前条第4項の通知があったときは、公共土木施設等の緊急的な応急対策を優先しつつ、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市町村の指示に従い、可能な限り災害廃棄物の処理等に協力するものとする。

#### **（実施報告）**

**第6条** 処理協力者は、前条の規定により、災害廃棄物の処理等を実施したときは、処理等の状況について第4条第1項各号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

#### **（情報の提供）**

**第7条** 甲は、第3条の要請を行ったときは、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得ることができるよう、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

#### **（損害の負担）**

**第8条** 災害廃棄物の処理等の実施に伴い、処理協力者又は市町村の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等に損害が生じた場合、処理協力者は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を文書により市町村に報告し、その処置について市町村と協議するものとする。

#### **（会員の状況等の報告）**

**第9条** 乙は、第4条第2項に定める場合のほか、この協定に定めるところによる協力が可能な乙の会員の状況を毎年、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に随時報告を求めるものとする。

- 2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理等を図ることができるよう、協力体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

#### **（連絡窓口）**

**第10条** この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては愛知県環境部資源循環推進課、乙においては一般社団法人愛知県土木研究会事務局とする。

#### **（協議）**

**第11条** この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

(有効期間)

**第 12 条** この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定を証するため本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有するものとする。

平成 29 年 2 月 17 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県

愛知県知事 大村 秀章

乙 名古屋市東区泉二丁目 11 番 22 号

一般社団法人愛知県土木研究会

会 長 朝 日 啓 夫

## 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対日本建設業連合会中部支部）

### （趣旨）

**第1条** この協定は、地震、水害等の大規模災害が発生した時（以下「災害時」という。）における災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分に関し、愛知県（以下「甲」という。）が、一般社団法人日本建設業連合会中部支部（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

**第2条** この協定において「災害廃棄物」とは、がれき（災害時に損壊した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック類等）、生活系ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみ）等の災害に伴う廃棄物をいう。

### （協力要請）

**第3条** 甲は、県内の市町村（地方自治法第252条の14の規定により市町村からの事務委託を受けた場合の甲を含む。以下「市町村」という。）が実施する次に掲げる事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、市町村及び廃棄物関係団体のみでは対応が難しい場合、市町村からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- （1）災害廃棄物の撤去
- （2）災害廃棄物の収集及び運搬
- （3）災害廃棄物の処分
- （4）前各号に伴う必要な事項

### （協力要請の手続）

**第4条** 甲は、前条の要請を行う場合には、次に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- （1）市町村の名称及び連絡担当者の氏名及び連絡先
- （2）協力要請の内容（車両・資機材の種類・数量、災害廃棄物の場所・種類・概算量・運搬先・処分方法等）
- （3）その他必要な事項

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、協力可能な会員の状況を甲に報告するものとする。
- 3 甲は、前項の報告を基に乙の会員を特定し、その結果を、乙及び要請を行った市町村に通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた乙は、その内容を速やかに甲が特定した乙の会員（以下「処理協力者」という。）に伝達するものとする。

- 5 処理協力者は、協力の内容、方法及び協力に要する費用の支払方法について、対象となる市町村と協議し、確認するものとする。

#### **(災害廃棄物の処理等の協力)**

**第5条** 処理協力者は、前条第4項の通知があったときは、公共土木施設等の緊急的な応急対策を優先しつつ、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市町村の指示に従い、可能な限り災害廃棄物の処理等に協力するものとする。

#### **(実施報告)**

**第6条** 処理協力者は、前条の規定により、災害廃棄物の処理等を実施したときは、処理等の状況について第4条第1項各号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

#### **(情報の提供)**

**第7条** 甲は、第3条の要請を行ったときは、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得ることができるよう、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

#### **(損害の負担)**

**第8条** 災害廃棄物の処理等の実施に伴い、処理協力者又は市町村の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等に損害が生じた場合、処理協力者は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を文書により市町村に報告し、その処置について市町村と協議するものとする。

#### **(会員の状況等の報告)**

**第9条** 乙は、第4条第2項に定める場合のほか、この協定に定めるところによる協力が可能な乙の会員の状況を毎年、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に随時報告を求めるものとする。

- 2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理等を図ることができるよう、協力体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

#### **(連絡窓口)**

**第10条** この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては愛知県環境部資源循環推進課、乙においては一般社団法人日本建設業連合会中部支部事務局とする。

#### **(協議)**

**第11条** この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

(有効期間)

**第 12 条** この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定を証するため本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有するものとする。

平成 29 年 2 月 17 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県

愛知県知事 大村 秀章

乙 名古屋市中区栄三丁目 28 番 21 号

一般社団法人日本建設業連合会中部支部

支部長 岩川 千行

## 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

(協定の締結)

第2条 この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

(応援要請等)

第3条 災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。

- (1) 一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
- (2) 一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合
- (3) その他特に必要がある場合

2 応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。



4 応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請することができる。

(県の役割)

第4条 県は、第3条第5項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第6条 県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成26年1月1日から効力を生ずるものとする。

平成8年3月12日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書126通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成26年1月1日

|                           |    |     |             |     |    |
|---------------------------|----|-----|-------------|-----|----|
| 愛知県知事                     | 大村 | 秀章  | 豊川市公共下水道管理者 |     |    |
|                           |    |     | 豊川市長        | 山脇  | 実  |
| 愛知県流域下水道管理者               |    |     |             |     |    |
| 愛知県知事                     | 大村 | 秀章  | 津島市長        | 伊藤  | 文郎 |
| 名古屋市長                     | 河村 | たかし | 津島市下水道事業    |     |    |
|                           |    |     | 津島市長        | 伊藤  | 文郎 |
| 名古屋水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者 |    |     |             |     |    |
|                           | 小林 | 寛司  | 碧南市長        | 禰垣田 | 政信 |
| 豊橋市長                      | 佐原 | 光一  | 碧南市公共下水道管理者 |     |    |
|                           |    |     | 碧南市長        | 禰垣田 | 政信 |
| 豊橋市水道事業及び下水道事業管理者         |    |     |             |     |    |
|                           | 石黒 | 拓夫  | 刈谷市長        | 竹中  | 良則 |
| 岡崎市長                      | 内田 | 康宏  | 刈谷市公共下水道管理者 |     |    |
|                           |    |     | 刈谷市長        | 竹中  | 良則 |
| 岡崎市公共下水道管理者               |    |     |             |     |    |
| 岡崎市長                      | 内田 | 康宏  | 豊田市長        | 太田  | 稔彦 |
| 一宮市長                      | 谷  | 一夫  | 豊田市事業管理者    |     |    |
|                           |    |     |             | 横地  | 清明 |
| 一宮市水道事業等管理者               |    |     |             |     |    |
|                           | 飯田 | 正明  | 安城市長        | 神谷  | 学  |
| 瀬戸市長                      | 増岡 | 錦也  | 安城市公共下水道管理者 |     |    |
|                           |    |     | 安城市長        | 神谷  | 学  |
| 瀬戸市公共下水道管理者               |    |     |             |     |    |
| 瀬戸市長                      | 増岡 | 錦也  | 西尾市長        | 榑原  | 康正 |
| 半田市長                      | 榑原 | 純夫  | 西尾市公共下水道管理者 |     |    |
|                           |    |     | 西尾市長        | 榑原  | 康正 |
| 半田市公共下水道管理者               |    |     |             |     |    |
| 半田市長                      | 榑原 | 純夫  | 蒲郡市長        | 稲葉  | 正吉 |
| 春日井市長                     | 伊藤 | 太   | 蒲郡市公共下水道管理者 |     |    |
|                           |    |     | 蒲郡市長        | 稲葉  | 正吉 |
| 春日井市公共下水道管理者              |    |     |             |     |    |
| 春日井市長                     | 伊藤 | 太   | 犬山市長        | 田中  | 志典 |
| 豊川市長                      | 山脇 | 実   | 犬山市公共下水道管理者 |     |    |
|                           |    |     | 犬山市長        | 田中  | 志典 |

|             |    |     |              |    |    |
|-------------|----|-----|--------------|----|----|
| 常滑市長        | 片岡 | 憲彦  | 知立市公共下水道管理者  |    |    |
|             |    |     | 知立市長         | 林  | 郁夫 |
| 常滑市公共下水道管理者 |    |     |              |    |    |
| 常滑市長        | 片岡 | 憲彦  | 尾張旭市長        | 水野 | 義則 |
| 江南市長        | 堀  | 元   | 尾張旭市公共下水道管理者 |    |    |
|             |    |     | 尾張旭市長        | 水野 | 義則 |
| 江南市公共下水道管理者 |    |     |              |    |    |
| 江南市長        | 堀  | 元   | 高浜市長         | 吉岡 | 初浩 |
| 小牧市長        | 山下 | 史守朗 | 高浜市公共下水道管理者  |    |    |
|             |    |     | 高浜市長         | 吉岡 | 初浩 |
| 小牧市公共下水道管理者 |    |     |              |    |    |
| 小牧市長        | 山下 | 史守朗 | 岩倉市長         | 片岡 | 恵一 |
| 稲沢市長        | 大野 | 紀明  | 岩倉市公共下水道管理者  |    |    |
|             |    |     | 岩倉市長         | 片岡 | 恵一 |
| 稲沢市公共下水道管理者 |    |     |              |    |    |
| 稲沢市長        | 大野 | 紀明  | 豊明市長         | 石川 | 英明 |
| 新城市市長       | 穂積 | 亮次  | 豊明市公共下水道管理者  |    |    |
|             |    |     | 豊明市長         | 石川 | 英明 |
| 新城市公共下水道管理者 |    |     |              |    |    |
| 新城市市長       | 穂積 | 亮次  | 日進市長         | 萩野 | 幸三 |
| 東海市長        | 鈴木 | 淳雄  | 日進市公共下水道管理者  |    |    |
|             |    |     | 日進市長         | 萩野 | 幸三 |
| 東海市公共下水道管理者 |    |     |              |    |    |
| 東海市長        | 鈴木 | 淳雄  | 田原市長         | 鈴木 | 克幸 |
| 大府市長        | 久野 | 孝保  | 田原市公共下水道管理者  |    |    |
|             |    |     | 田原市長         | 鈴木 | 克幸 |
| 大府市公共下水道管理者 |    |     |              |    |    |
| 大府市長        | 久野 | 孝保  | 愛西市市長        | 日永 | 貴章 |
| 知多市長        | 宮島 | 壽男  | 愛西市公共下水道管理者  |    |    |
|             |    |     | 愛西市市長        | 日永 | 貴章 |
| 知多市公共下水道管理者 |    |     |              |    |    |
| 知多市長        | 宮島 | 壽男  | 清須市長         | 加藤 | 静治 |
| 知立市長        | 林  | 郁夫  | 清須市公共下水道管理者  |    |    |
|             |    |     | 清須市長         | 加藤 | 静治 |

|               |     |     |
|---------------|-----|-----|
| 北名古屋市長        | 長瀬  | 保   |
| 北名古屋市公共下水道管理者 |     |     |
| 北名古屋市長        | 長瀬  | 保   |
| 弥富市長          | 服部  | 彰文  |
| 弥富市公共下水道管理者   |     |     |
| 弥富市長          | 服部  | 彰文  |
| みよし市長         | 小野田 | 賢治  |
| みよし市公共下水道管理者  |     |     |
| みよし市長         | 小野田 | 賢治  |
| あま市長          | 村上  | 浩司  |
| あま市公共下水道管理者   |     |     |
| あま市長          | 村上  | 浩司  |
| 長久手市長         | 吉田  | 一平※ |
| 長久手市公共下水道管理者  |     |     |
| 長久手市長         | 吉田  | 一平※ |

※「吉」は土に口

|             |    |    |
|-------------|----|----|
| 東郷町長        | 川瀬 | 雅喜 |
| 東郷町公共下水道管理者 |    |    |
| 東郷町長        | 川瀬 | 雅喜 |
| 豊山町長        | 鈴木 | 幸育 |
| 豊山町公共下水道管理者 |    |    |
| 豊山町長        | 鈴木 | 幸育 |
| 大口町長        | 鈴木 | 雅博 |
| 大口町公共下水道管理者 |    |    |
| 大口町長        | 鈴木 | 雅博 |
| 扶桑町長        | 江戸 | 満  |

|              |     |    |
|--------------|-----|----|
| 扶桑町公共下水道管理者  |     |    |
| 扶桑町長         | 江戸  | 満  |
| 大治町長         | 村上  | 昌生 |
| 大治町公共下水道管理者  |     |    |
| 大治町長         | 村上  | 昌生 |
| 蟹江町長         | 横江  | 淳一 |
| 蟹江町公共下水道管理者  |     |    |
| 蟹江町長         | 横江  | 淳一 |
| 飛島村長         | 久野  | 時男 |
| 阿久比町長        | 竹内  | 啓二 |
| 阿久比町公共下水道管理者 |     |    |
| 阿久比町長        | 竹内  | 啓二 |
| 東浦町長         | 神谷  | 明彦 |
| 東浦町公共下水道管理者  |     |    |
| 東浦町長         | 神谷  | 明彦 |
| 南知多町長        | 石黒  | 和彦 |
| 美浜町長         | 山下  | 治夫 |
| 武豊町長         | 糸山  | 芳輝 |
| 武豊町公共下水道管理者  |     |    |
| 武豊町長         | 糸山  | 芳輝 |
| 幸田町長         | 大須賀 | 一誠 |
| 幸田町公共下水道管理者  |     |    |
| 幸田町長         | 大須賀 | 一誠 |
| 設楽町長         | 横山  | 光明 |
| 東栄町長         | 尾林  | 克時 |

東栄町公共下水道管理者  
東栄町長 尾 林 克 時

豊根村長 伊 藤 実

愛北広域事務組合管理者  
岩倉市長 片 岡 恵 一

中部知多衛生組合管理者  
常滑市長 片 岡 憲 彦

東部知多衛生組合管理者  
大府市長 久 野 孝 保

衣浦衛生組合管理者  
高浜市長 吉 岡 初 浩

常滑武豊衛生組合管理者  
武豊町長 舩 山 芳 輝

蒲郡市幸田町衛生組合管理者  
蒲郡市長 稲 葉 正 吉

逢妻衛生処理組合管理者  
豊田市長 太 田 稔 彦

西知多医療厚生組合管理者  
東海市長 鈴 木 淳 雄

尾張東部衛生組合管理者  
瀬戸市長 増 岡 錦 也

海部地区環境事務組合管理者  
蟹江町長 横 江 淳 一

小牧岩倉衛生組合管理者  
小牧市長 山 下 史守朗

知多南部衛生組合管理者  
南知多町長 石 黒 和 彦

尾張旭市長久手市衛生組合管理者  
尾張旭市長 水 野 義 則

刈谷知立環境組合管理者  
刈谷市長 竹 中 良 則

江南丹羽環境管理組合管理者  
江南市長 堀 元

北設広域事務組合管理者  
設楽町長 横 山 光 明

北名古屋衛生組合管理者  
北名古屋市長 長 瀬 保

尾三衛生組合管理者  
東郷町長 川 瀬 雅 喜

日東衛生組合管理者  
日進市長 萩 野 幸 三

五条広域事務組合管理者  
あま市長 村 上 浩 司

知多南部広域環境組合管理者  
半田市長 榊 原 純 夫